

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【事業年度】	第13期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
【会社名】	株式会社日本政策金融公庫
【英訳名】	Japan Finance Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役総裁 田中 一穂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番4号
【電話番号】	03-3270-7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 須藤 健文
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番4号
【電話番号】	03-3270-7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 須藤 健文
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益	(百万円)	610,684	606,865	570,743	469,463	478,800
経常利益又は経常損失()	(百万円)	102,240	118,002	76,957	29,326	1,037,064
当期純利益又は当期純損失()	(百万円)	102,070	117,798	76,480	29,646	1,037,286
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	29	33	40	27	32
資本金	(百万円)	4,061,119	4,124,921	4,195,898	4,324,220	6,990,201
発行済株式総数	(千株)	10,048,047,107	10,165,849,107	10,337,226,107	10,529,448,107	14,647,129,107
純資産額	(百万円)	5,130,842	5,366,869	5,614,239	5,776,777	8,857,095
総資産額	(百万円)	21,969,886	21,603,200	21,088,177	21,038,349	35,959,796
貸出金残高	(百万円)	17,999,973	17,605,658	17,085,756	16,680,995	28,945,758
1株当たり純資産額	(円)	0円51銭	0円52銭	0円54銭	0円54銭	0円60銭
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	(円)	0円1銭	0円1銭	0円0銭	0円0銭	0円8銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	23.4	24.8	26.6	27.5	24.6
自己資本利益率	(%)	2.1	2.2	1.4	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	869,578	13,969	331,940	181,764	2,388,267
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	16,908	9,971	10,658	10,754	3,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	240,487	116,887	170,654	191,463	4,116,423
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	301,879	394,804	222,881	585,327	2,310,030
従業員数	(人)	7,225 [1,144]	7,253 [1,131]	7,262 [1,221]	7,222 [1,254]	7,219 [1,431]
株主総利回り (比較指標：-)	(%) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価	(円)	-	-	-	-	-
最低株価	(円)	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当公庫は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第4条第1項の規定に基づき、政府から当公庫の株式(1,291,000,000千株)を無償譲渡され、また、2016年5月17日開催の取締役会において、同条第2項及び会社法(平成17年法律第86号)第178条の規定に基づき、当該株式を消却することを決議し、2016年5月18日付けで当該株式を消却しております。
4. 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第47条に基づき配当を実施していないので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
5. 潜在株式が存在しないので、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については記載しておりません。
6. 当公庫は銀行法(昭和56年法律第59号)の適用を受けておらず、自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。
7. 第12期及び第13期においては、当期純損失を計上しておりますので、自己資本利益率については記載しておりません。
8. 当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって、株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については記載しておりません。
9. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。
- なお、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 【沿革】

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月1日に設立されました。その後、平成23年4月28日に、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）が可決・成立し、同5月2日に公布・施行されたことを受け、平成24年4月1日付けで国際協力銀行が当公庫から分離し、株式会社国際協力銀行が発足しております。

なお、参考として、統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の「沿革」についても記載しております。

年月	事項
平成17年12月	「行政改革の重要方針」が閣議決定
平成18年5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立
平成18年6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年5月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
平成20年10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫（現 国民生活事業）、農林漁業金融公庫（現 農林水産事業）、中小企業金融公庫（現 中小企業事業）及び（旧）国際協力銀行（うち国際金融等業務）（現 株式会社国際協力銀行）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、当公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 危機対応円滑化業務を創設
平成22年4月	駐留軍再編促進金融業務に係る特別勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設置
平成22年8月	特定事業促進円滑化業務に係る特別勘定（特定事業促進円滑化業務勘定）を設置
平成23年4月	「株式会社国際協力銀行法」が成立、平成24年4月1日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定
平成23年7月	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成24年3月	「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が成立、平成34（令和4）年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
平成24年4月	国際協力銀行が分離 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成26年1月	事業再編促進円滑化業務を開始
令和2年8月	開発供給等促進円滑化業務を開始

（政策金融改革の経緯）

政策金融改革については、「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定：平成13年12月19日）において、民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、「政策金融改革について」（経済財政諮問会議：平成14年12月13日）により、不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）、あるべき姿に移行するための準備期間（平成17年度から平成19年度まで）を経て、政策金融機関は平成20年度以降速やかに新体制に移行すること等が決定されました。

その後、「行政改革の重要方針」（閣議決定：平成17年12月24日）において、「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議：平成17年11月29日）及び「政策金融改革について」（政府・与党合意：平成17年11月29日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされました。

平成18年5月26日には、「行政改革の重要方針」に沿って作成された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）が成立し、「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部決定及び行政改革推進本部決定：平成18年6月27日）において、新政策金融機関の在り方等が示され、これらに基づき、公庫法が平成19年5月18日に成立し、平成20年10月1日に当公庫が設立されました。

(参考)

国民生活金融公庫（現国民生活事業）

年月	国民金融公庫に係る事項	年月	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年6月 昭和42年10月	国民金融公庫設立 環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの 受託業務を開始	昭和42年9月 昭和47年7月 昭和57年1月	環境衛生金融公庫設立 民間金融機関に対し業務の直接委託を開始 直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項		
平成9年9月 平成11年5月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定 「国民生活金融公庫法」（国民金融公庫法の一部を改正する法律）が成立		
平成11年10月 平成20年10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称 解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除 き一切の権利及び義務を承継（国民生活事業）		

農林漁業金融公庫（現農林水産事業）

年月	事項
昭和28年4月 昭和33年9月 平成14年7月 平成20年10月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始 直接貸付による業務開始 農業法人投資育成会社への出資事業創設 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除 き一切の権利及び義務を承継（農林水産事業）

中小企業金融公庫（現中小企業事業）

年月	中小企業金融公庫に係る事項	年月	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年8月 昭和28年9月 昭和30年10月	中小企業金融公庫設立 代理貸付による業務開始 直接貸付による業務開始	昭和33年7月 昭和59年10月 平成10年12月	中小企業信用保険公庫設立（中小企業庁か ら中小企業信用保険事業及び信用保証協会 に対する融資事業を承継） 通商産業省から機械類信用保険事業を承継 破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
		年月	中小企業総合事業団に係る事項
		平成11年7月 平成15年4月	中小企業総合事業団設立（中小企業信用保 険公庫等の事業を承継） 機械類信用保険業務の機械保険経過業務へ の移行
平成16年7月 平成20年10月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大（証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団 の信用保険事業の承継） 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除 き一切の権利及び義務を承継（中小企業事業）		

3 【事業の内容】

当公庫及び当公庫の関係会社は、2021年3月31日現在、当公庫及び関連会社1社から構成されており、当公庫は、公庫法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（事業目的）

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、公庫法第11条に規定する業務を実施しています。

（業務の区分及び各業務の内容）

当公庫は、その目的を達成するため、公庫法その他法令により定められた業務について、以下の業務ごとに区分して運営しております。

（1）国民生活事業

国民一般向け業務

国民一般向け業務は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための小口の事業資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け並びに恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

（2）農林水産事業

農林水産業者向け業務

農林水産業者向け業務は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。

また、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務並びに農業法人向け投資育成事業を行う株式会社及び投資事業有限責任組合に対する出資業務を行っております。

（3）中小企業事業

イ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。

融資業務には、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得並びに中小企業投資育成株式会社に対する貸付け等があります。

証券化支援保証業務は、民間金融機関等が自ら貸付債権等の証券化に取り組む場合に当公庫が当該貸付債権等の部分保証や証券化商品等の保証を行う業務（保証型）、民間金融機関等が行う中小企業者の売掛金債権証券化等を支援・促進することを目的とし、民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対しての保証や特別目的会社への貸付けを行う業務（売掛金債権証券化等支援業務）があります。また、中小企業者の海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」があります。

ロ 中小企業者向け証券化支援買取業務

中小企業者向け証券化支援買取業務は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業・小規模事業者への無担保資金供給の促進及び中小企業・小規模事業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。証券化支援買取業務には、証券化を前提とした中小企業・小規模事業者への無担保貸付債権等を複数の民間金融機関から当公庫が譲り受け証券化する業務（キャッシュ方式）とCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転させる業務（シンセティック方式）があります。

ハ 信用保険等業務

信用保険等業務は、（イ）信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（中小企業信用保険）、（ロ）信用保証協会に対して行う、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき長期資金と保証債務の履行を円滑にするために必要な短期資金の貸付業務、（ハ）成立している機械類（プログラムを含む。）に係るリース契約及び割賦・ローン保証販売契約についての保険に関する保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）及び（ニ）信用保証協会が破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れによる債務の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（破綻金融機関等関連特別保険等）を行っております。

（４）危機対応等円滑化業務

イ 危機対応円滑化業務

危機対応円滑化業務は、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下イにおいて同じ。）が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

危機発生時においては、一般の事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、当公庫は指定金融機関への信用の供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しております。

具体的な業務については以下のとおりであります。

- （イ）貸付け：当公庫が財政融資資金の借入れ等により調達した資金を指定金融機関に対し貸し付けるもの。
- （ロ）損害担保：指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの。
- （ハ）利子補給：当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの。

□ 特定事業等促進円滑化業務

(イ) 特定事業促進円滑化業務

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

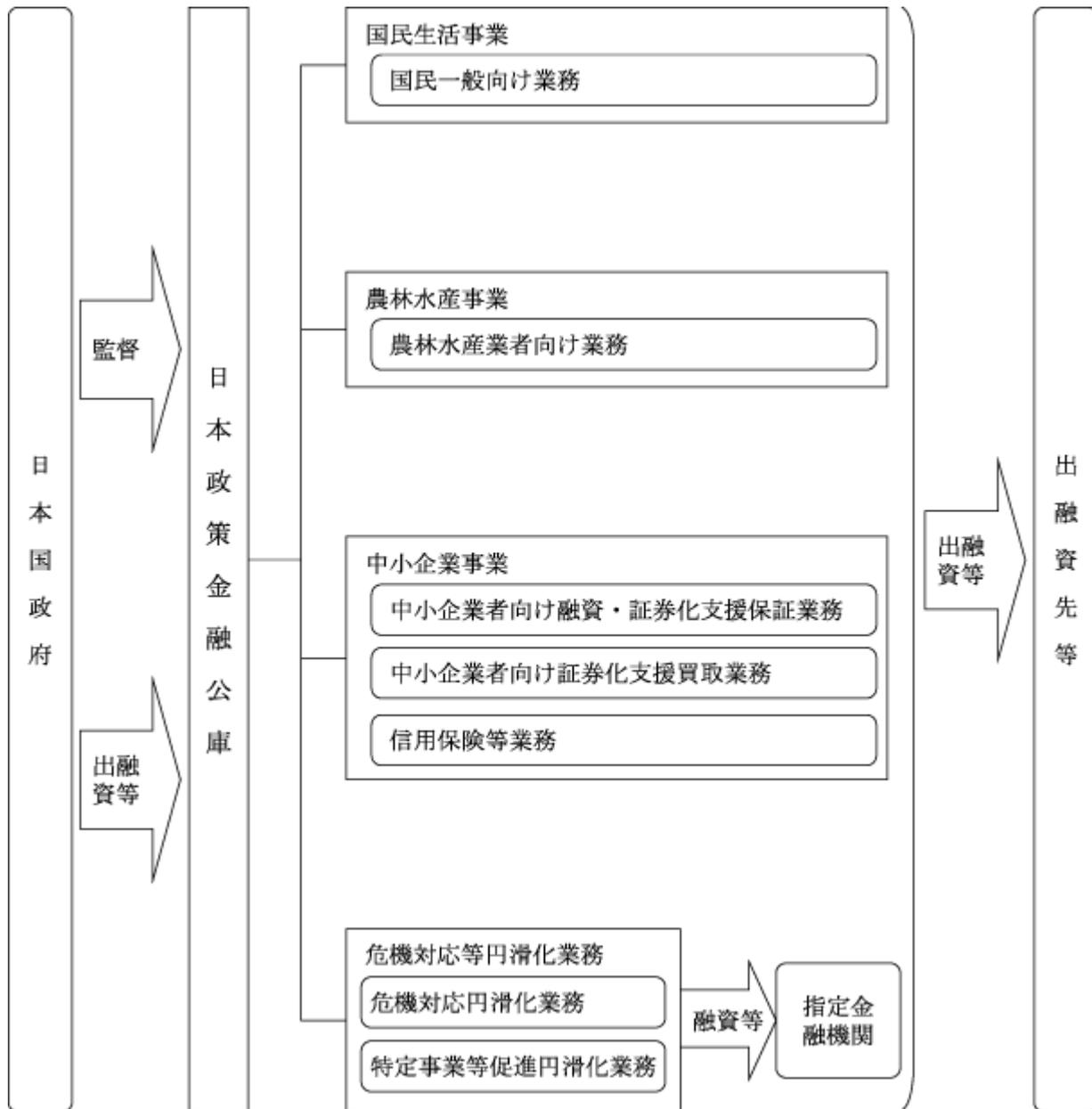
(ロ) 事業再編促進円滑化業務

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、主務大臣が認定した事業再編又は特別事業再編（特定事業再編を含む。）を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

(ハ) 開発供給等促進円滑化業務

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）に基づき、主務大臣が認定した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

(当公庫の事業系統図)



(経理の特徴)

(1) 区分経理

当公庫は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております（公庫法第41条）。

(注) 以下に特段の記載のない限り、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定による特定事業促進円滑化業務、産業競争力強化法第37条第2項の規定による事業再編促進円滑化業務、産業競争力強化法附則第13条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の3第2項の規定による事業再構築等促進円滑化業務及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第22条の規定による開発供給等促進円滑化業務についても公庫法の規定が適用されます。

また、当公庫が政府出資、借入れ及び社債発行により調達した資金は、かかる経理の区分に従って、業務勘定ごとに整理することとなります（公庫法第4条及び第51条）。収入支出予算も、業務別（ただし中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務は同一区分）に区分され（公庫法第31条）、予算の目的外使用の禁止（公庫法第37条）も法定されております。業務勘定間の資金融通については基本的に想定されておらず、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）第12条において、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定及び中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の間の資金融通（短期のものに限る。）についてのみ定められております。

(2) 予算区分

当公庫の収入支出予算は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務）、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に区分することとされております（公庫法第31条第4項）。

(3) 剰余金処分及び国庫納付

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの業務勘定において会社法（平成17年法律第86号）第446条を準用することとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

イ 零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。

ロ 零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分はイ又はロのほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

なお、会社法第448条（準備金の額の減少）、会社法第449条（債権者の異議）、会社法第828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）第1項第5号及び第2項第5号は、上記の準備金の積み立て又は取り崩しの場合を除き、各業務勘定の準備金について準用され、当公庫全体としての準備金には適用されません。会社法第447条（資本金の額の減少）についても同様の扱いとなります（公庫法第42条第2項及び第3項）。

（日本国政府との関係）

（1）株式の政府保有

当公庫の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております（公庫法第3条）。

（2）日本国政府による監督等

イ 監督

主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下イにおいて同じ。）は、当公庫を、公庫法等の定めるところに従い監督し、当公庫に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます（公庫法第58条）。また、主務大臣は、必要があると認めるときは、当公庫（資金の貸付けの業務等を委託した法人並びに危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に関しては指定金融機関を含む。）に対して報告を求め、又はその職員に、当公庫を検査させることができます（公庫法第59条）。

なお、特定事業等促進円滑化業務については経済産業大臣及び財務大臣の監督下で実施することとなります（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条、産業競争力強化法第37条第2項、産業競争力強化法附則第13条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の3第2項及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第22条）。

また、主務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

ロ 役員の選任及び解任等

当公庫の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下ロ及びハにおいて同じ。）の認可を受けなければ、その効力は生じません（公庫法第6条第1項）。また、当公庫の代表取締役の選定及び解職の決議についても、主務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません（公庫法第6条第2項）。

なお、主務大臣は、これらの認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります（公庫法第65条）。

ハ 定款の変更の決議

当公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません（公庫法第61条）。

なお、主務大臣は、上記の認可をしようとするときには、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります（公庫法第65条）。

ニ 合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、当公庫が独自で決定することはできず、法律によって定められることになっております（公庫法第62条）。

(3) 財務面の関与

イ 予算及び決算

(イ) 予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下イ、ハ及びヘにおいて同じ。）を經由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます（公庫法第29条、第30条及び第33条）。

また、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等）についても、予算に添付して国会に提出されます。

(ロ) 決算

当公庫は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告とともに、主務大臣を經由して財務大臣に提出しております（公庫法第40条）。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録（以下「貸借対照表等」という。）を提出した後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して主務大臣を經由して財務大臣に提出しております。決算報告書は、財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され（公庫法第44条）、会計検査院の検査を経て国会に提出されます（公庫法第45条及び第46条）。

ロ 政府からの借入れ及び政府保証債の発行

当公庫は、政府から借入れをすることができます（公庫法第48条）。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当公庫の社債に係る債務について、保証契約をすることができます（公庫法第55条）。

ハ 借入金及び社債発行の制限

当公庫（信用保険等業務を除く。）は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入れ及び社債（政府保証債を含む。）の発行をすることができ、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借入れをすることができます（公庫法第48条及び第49条）。

なお、信用保険等業務については、社債を発行してはならないとされております（公庫法第49条第4項）。

政府からの借入れ及び社債の発行の限度額については、当公庫の予算において定められております。

また、当公庫の予算における当該限度額について、財務大臣は、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は当初限度額の50%の範囲内で増額できるものと定められております。

ニ 補給金等

当公庫は、各々の政策目的のために政府から補給金等を受け入れております。当公庫に対する補給金等の国からの交付については、毎年度予算措置により行われております。

ホ 出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に出資することができます（公庫法第4条）。

なお、政府からの出資金の受入額は、2020年3月期が1,922億円、2021年3月期が4兆1,176億円となっております。

ヘ 検査

(イ) 会計検査院の検査

当公庫に対しては、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われます。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

(ロ) 主務大臣の検査

当公庫に対しては、主務大臣による検査が行われます（公庫法第59条）。

(ハ) 金融庁の検査

当公庫に対しては、金融庁による検査が行われます。主務大臣は、公庫法第59条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

4 【関係会社の状況】

(2021年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当公庫との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(関連会社) アグリビジネス 投資育成株式会社	東京都 千代田区	4,070 百万円	農業法人に対する投資 育成業等	49.88	-	-	-	-	-

5 【従業員の状況】

当公庫の従業員数

(2021年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7,219 [1,431]	41.6	18.8	8,766

業務名	従業員数(人)
国民一般向け業務	4,429 [975]
農林水産業者向け業務	859 [112]
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務	1,624 [312]
信用保険等業務	295 [27]
危機対応円滑化業務	8 [4]
特定事業等促進円滑化業務	4 [1]
合計	7,219 [1,431]

(注) 1. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。

なお、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、社外から当公庫への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当公庫の従業員組合は、日本政策金融公庫国民生活事業労働組合、日本政策金融公庫農林水産事業労働組合及び日本政策金融公庫中小企業事業労働組合と称し、組合員数は4,680人であります。労使間においては、特筆すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当公庫では、次の「基本理念」及び「経営方針」に基づき、2021年3月16日の取締役会において、2021年度から3ヵ年の「業務運営計画」を決定しました。

当事業年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。各種政策の効果も相まって、持ち直しの動きがみられます。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばにあります。

このような中、当公庫におきましては、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援、セーフティネット機能の発揮、民間金融機関との連携、成長戦略分野等への支援、お客さまサービスの向上、地域活性化への貢献などに取り組みました。

また、コロナ禍の状況に対応するため、定期人事異動の延期、OB・OGの採用、本店等から支店への応援職員の派遣、休日相談の実施、相談フリーダイヤルの回線増設、審査に係る提出書類の簡素化、審査手続きの簡略化などにより人員体制・業務運営体制などを強化しました。

さらに、お客さま及び職員の感染防止対策として、来店予約制の導入、書類郵送及びインターネットによる申込の奨励などによる来店抑制の取組みのほか、窓口カウンターの透明アクリルパネル設置、3密を避ける環境整備などにも取り組みました。

当事業年度の経営課題及び取組内容を踏まえ、今後は、「政策金融の的確な実施」、「ガバナンスの重視」という基本理念の実現に向け、新型コロナウイルス感染症のような大規模な危機においても、デジタル化の推進等により、柔軟かつ機動的に対処できる体制を構築するとともに、民間金融機関、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関とも連携して、政策金融機関として求められる機能の発揮に努めてまいります。

「基本理念」、「経営方針」及び「業務運営計画」の内容は次のとおりです。

なお、本項への記載項目のうち、将来に関する事項については、当事業年度末現在において判断したものであります。

基本理念

(1) 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

(2) ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

基本理念の実現に向け、新型コロナウイルス感染症のような大規模な危機においても、デジタル化の推進等により、柔軟かつ機動的に対処できる体制を構築するとともに、民間金融機関、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関とも連携して、政策金融機関として求められる機能の発揮に努める。

(1) セーフティネット機能の発揮

イ 自然災害、感染症の流行、経済環境の変化等によるセーフティネット需要に対して、政策金融機能を最大限に発揮し、機動的に対処する。

□ 有事の際のオペレーションの構築や民間金融機関との更なる連携など、次なる危機に柔軟かつ機動的に対処できる体制を整備する。

(2) 日本経済成長・発展への貢献

国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業再生、事業承継、海外展開、農林水産業の新たな展開、持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化などの環境・エネルギー対策及び感染症の流行による環境変化を踏まえた事業の再構築への支援など、政策金融に求められる各層の各種ニーズに適切に対応し、もって日本経済の成長・発展に貢献する。

(3) 地域活性化への貢献

イ 雇用の維持・創出など地域経済を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の活力発揮に向けた支援を推進する。

□ 感染症の流行による環境変化の影響を受ける地域の実情をとらえ、地方自治体の総合戦略等への参画などを通じて、地域での連携を推進し、地域の活性化に貢献する。

ハ 地域に根ざした活動を展開し、地域社会への貢献に取り組む。

(4) お客さまサービスの向上

イ お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。

□ 政策金融の役割を十分に理解し制度を適切に運用するとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、資金と情報を活用することにより、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。

(5) デジタル技術を活用した効率的な業務運営、環境やエネルギーへの配慮

イ お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、最新デジタル技術も活用し効率的な情報システムを実現する。

□ 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組む。

ハ 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献する。

(6) 働きがいのある職場づくり

イ ダイバーシティを推進しつつ、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる職場をつくる。

□ テレワークの拡大等により多様で柔軟な働き方を実現する。

ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る。

ニ 職員一人ひとりが政策金融を担うための資質・能力及び専門性を高めるため、教育の強化を図る。

(7) リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着

コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営計画（2021年度～2023年度）

日本公庫は、コロナ禍に直面するお客さまへの対応に引き続き万全を期すとともに、今後はコロナ禍で増加した数多くのお客さまへのフォローアップに力を注ぐ。また、このような大規模な危機が今後も起こりうることを前提に、これに対処可能なオペレーションの構築に向け、一層のデジタル化、有事における人員確保や事業間人事異動の積極的な運用を図り、セーフティネット機能を強化する。

さらに、コロナ禍において発揮された民間金融機関、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関との連携を深化させつつ、現下において強まる事業承継ニーズへの対応やポストコロナも見据えた事業再構築などの成長戦略分野等への支援、地域活性化への貢献等に取組む。

こうした考えの下、職員一人ひとりが、政策金融を担う者として「政策」と事業に取組む方々等とを「繋ぐ」という使命感をもって、以下の取組みを進めていく。

まず、セーフティネット機能の発揮に際しては、コロナ禍において影響を受けるお客さまへの対応や地震・台風その他の自然災害からの復旧・復興支援などに着実かつ機動的に取組む。

次に、今後の日本経済の発展のため、創業・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、環境・エネルギー対策及びコロナ禍に立ち向かい事業の再構築を進めるお客さまへの支援など、成長戦略分野等に積極的に力を注ぐ。なかでも、現下において強まる事業承継ニーズに対しては、情報収集のアンテナを高め、関係機関とも連携の上、マッチングを含む効果的なコンサルティングに重点的に取組み、海外展開に関しては、海外進出や輸出拡大等の支援強化に取組む。

また、地域の活性化に貢献するため、特に、コロナ禍における環境変化を踏まえ、地域や事業に取組む方々の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けて共に取組む。その際、関係機関を「繋ぐ」役割を発揮するとともに、全国152支店のネットワークを活用するなど、日本公庫の特色を活かし、地域での連携を一層推進する。

さらに、政策金融機能の意義を踏まえた上で、リスクテイク機能を適切に発揮するとともに、質の高いサービスの提供を図るため、コンサルティング機能の発揮に注力するほか、政策提言能力の発揮、広報活動の推進に不断に取組む。

業務遂行に際しては、「凡事徹底」を旨としつつ、引き続き、高いコンプライアンス意識の下、着実かつ的確に個々の業務を積み上げる。加えて、「現場が第一」をモットーに、お客さまや地域のニーズを的確にとらえ、親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。その際、全国152支店のネットワークの強化に努めることとし、特に統合支店長は、引き続き、ネットワークの“要”としての役割の発揮の充実に努める。また、政策金融機能を強化していくため、組織運営においては、コロナ禍における対応を踏まえ、有事における人員確保等の組織対応力を強化するとともに、一層のデジタル化や現場目線での提案の実現に向けた取組みの推進等により、廃止を含む事務の合理化と業務の効率化に不断に取組む。IT戦略の推進に際しては、民間金融機関のデジタル化の動向を深く分析し、日本公庫における最適な手法を選択するとともに、各事業本部が主体的に関与した上で、IT部門と緊密に連携し取組む。さらに、人材育成・活用やダイバーシティ推進においては、テレワーク、時差出勤の拡大など、職員の能力が最大限に発揮でき、働きがいのある職場づくりに取組む。

事業運営計画

1 コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援

イ コロナ禍において影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応

(イ) 「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応

(ロ) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナ対策資本金劣後ローン」、「農林漁業者向け特例融資」等による適時適切な融資

(ハ) 返済相談への丁寧かつ迅速な対応

(ニ) 「セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証」についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応

ロ 「新型コロナウイルス感染症に関する事案」として認定された危機に即応した業務の的確な実施

ハ コロナ禍を乗り越えて事業を維持・発展させる良好事例の収集・発信及び融資後のフォローアップ等によるコンサルティング機能の発揮

融資後のフォローアップ実績：200,000件以上

2 セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給・民間金融機関との連携

(1) 東日本大震災からの復興支援

イ 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応

(イ) 「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応

(ロ) 「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」による適時適切な融資

(ハ) 返済相談や二重債務問題への丁寧かつ迅速な対応

(ニ) 「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応

ロ 被災地域で実施される復興プロジェクトへのきめ細かな対応

(2) お客さまからのセーフティネット需要へのきめ細かな対応

資金繰り支援などセーフティネット機能の発揮

(イ) 自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変化に直面している中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応

(ロ) 自然災害、家畜伝染病、感染症の流行、農産物の価格下落等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援

(3) お客さまにタイムリーかつ円滑に資金を供給

イ お客さまの資金ニーズ等への対応

各種貸付・資金制度、証券化等のお客さまの資金ニーズに即した活用

ロ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営

危機対応円滑化業務の的確な実施

(4) 信用補完制度の着実な実施

イ 中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援

(イ) 信用保証に係るセーフティネット需要等への的確な対応

(ロ) 関係機関と連携しつつ、各種制度・運用改正に対し、的確に対応

ロ 保証協会等との連携強化

(5) 民間金融機関連携の取組みの深化

イ 民間金融機関との協調融資等の継続的な推進及びコロナ禍において影響を受けたお客さまへの対応に係る連携強化

ロ 役員レベルを含めた組織的な対話の促進及び連携状況の経営層への浸透

八 実務レベルの打合せ、日本公庫から民間金融機関へのお客さま紹介、効果的なニュースリリースの取組強化

二 協調融資商品の創設・活性化

3 成長戦略分野等への重点的な資金供給

コロナ禍における環境変化を踏まえた、創業・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への積極的な対応並びに持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援

イ 創業・新事業支援

(イ) 創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献

新規開業貸付(企業数)〔創業前及び創業後1年以内〕: 24,000企業

(ロ) 新事業に取組む中小企業への積極的な資金供給と成長支援

新事業に取組む事業者、起業家への貸付契約社数: 1,100社

(ハ) 創業・新事業支援機関との連携

(ニ) 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催

ロ 事業再生支援

(イ) 事業再生の支援機能の強化

(ロ) 再生支援協議会等との連携強化

(ハ) DDS、DES等の抜本再生支援の推進・強化

(ニ) 産業競争力強化法に基づく事業再編及び事業適応(脱炭素化を除く。)等に係るツーステップ・ローンの業務開始に向けた体制構築と業務の的確な実施

ハ 事業承継支援

(イ) 事業承継支援機関や民間金融機関、税理士会等の外部専門家を始めとする関係機関との連携等を通じたマッチングを含むコンサルティングの推進

(ロ) 地域における事業承継ネットワークへの積極的参画及びネットワーク活性化への貢献

(ハ) 多様な事業承継の資金ニーズへの対応

ニ ソーシャルビジネス支援

(イ) 資金ニーズへの対応

ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数: 8,000件

(ロ) 経営課題の解決に向けた支援サービスの拡充

(ハ) ソーシャルビジネス支援機関との連携の強化

ホ 海外展開支援

(イ) 海外への展開を図る中小企業の資金調達の円滑化支援、海外現地法人への直接的な資金支援(スタンドバイ・クレジット制度、クロスボーダーローン)の着実な実施

海外現地法人への支援社数(スタンドバイ・クレジット制度、クロスボーダーローン): 150社

(ロ) 越境EC等の活用により販路拡大を図る小規模事業者の海外展開を支援

(ハ) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等に沿って海外展開を図ろうとする農林漁業者・食品関係企業等への支援

(ニ) 政府の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に沿って今後輸出産地ごとに策定される輸出事業計画の取組みに対し、多様な事業者支援(HACC P導入支援等の資金制度、トライアル輸出支援、農業法人投資育成制度等)を実施

(ホ) 海外展開を図るお客さまへの情報提供

(ヘ) 海外展開支援機関との連携

へ 農林水産業の新たな展開への支援

(イ) 法人経営、大規模家族経営の経営改善の取組みを事業性を重視した評価手法を活用しつつ支援

成長を目指す担い手農業経営体への融資先数：6,000先

(ロ) 新たな農業の担い手確保に向けた取組みを支援

新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数：1,800先

(ハ) 6次産業化により経営改善に取組む農林漁業者等の取組みを支援

6次産業化融資先数：1,300先

(ニ) 大規模木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組みを支援

(ホ) 水産業の生産体制強化、構造改革に資する代船建造、養殖基盤強化を支援

(へ) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の内外需要の拡大に取組む食品関係企業の支援

(ト) 政策情報や各種調査結果など情報提供の実施

ト 環境・エネルギー対策への支援

(イ) 中小企業・小規模事業者の環境・エネルギー対策への取組みの推進

(ロ) 農林漁業者等の環境・エネルギー対策への取組みを支援

(ハ) 環境・エネルギー対策に関する日本公庫内外の理解浸透に向けた情報の収集・提供

(ニ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施

(ホ) 産業競争力強化法に基づく事業適応（脱炭素化）に係るツーステップ・ローン及び利子補給の業務開始に向けた体制構築と業務の的確な実施

チ 教育の機会均等への貢献

(イ) 教育費負担の軽減に向けた「教育貸付」の周知推進

(ロ) メディアを効果的に活用した広報活動の実施

リ 高度な情報通信システムの開発供給及び導入の支援

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく開発供給等に係るツーステップ・ローンの的確な実施

4 地域での連携推進による地域活性化への貢献

(1) 地方版総合戦略等への積極的な参画などによる地方自治体との連携の強化

イ 地方自治体が検討するコロナ禍を乗り越えるための方策に対する積極的な関与

ロ 地方版総合戦略等に係る各種施策の実施・推進への貢献

ハ 地方自治体への情報提供

(2) お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスを提供

イ 全国152支店のネットワークを活用した取組みの推進

ロ お客さまのマッチングの推進

ハ 商談会・セミナー等の開催

(3) 関係機関を繋ぐ役割の発揮

イ 地域を俯瞰的にとらえ、関係機関を繋ぐ役割など、日本公庫ならではの機能を発揮し、コロナ禍における事業の維持・発展など、お客さまや地域が抱える課題の解決に向けた取組みを実施

ロ 商工会議所・商工会、税理士会などの関係機関との連携を強化

5 お客さまサービスの向上と政策性の発揮

(1) リスクテイク機能の適切な発揮と、コンサルティング機能の強化を始めとした各種サービス向上策の推進

イ リスクテイク機能の適切な発揮

ロ お客さまのニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化等

(イ) コロナ禍において影響を受けたお客さまに対して有益な情報を提供するとともに、ポストコロナも見据えて民間金融機関と連携した事業継続・成長支援に資するコンサルティングを実施

(ロ) 財務診断、収支シミュレーション等による、融資と一体となった経営支援の強化

(ハ) お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進

お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進

(ニ) 外部専門家・ネットワークとの連携

ハ お客さま満足度調査等の実施による、お客さまの目線に立った支店運営や各種サービス向上策の推進

(2) 情報発信の強化などによる広報活動の推進

イ マスメディアを通じた広報活動の推進

ロ 広報誌の内容の充実を図り、広報活動を推進

ハ インターネットなど多様な媒体の特性を活かした広報活動の推進

(3) 調査・研究の充実と政策提言の強化などシンクタンク機能の一層の発揮

イ 多くの中小企業をお客さまとする日本公庫ならではのフィールドワークを活かした独自性ある手法で高い研究水準を追求

(イ) 景況関係調査の定期的実施

(ロ) テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表

ロ 対外発信力の強化によるシンクタンクとしての評価向上

(イ) 定期刊行物や書籍等の編集・発行

(ロ) 日本公庫シンポジウムの開催

(ハ) 大学への出講等による研究成果の発信

(ニ) 調査票データの一般学術公開

ハ 他のシンクタンクとの交流の強化

(イ) 国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加

(ロ) 外部の研究会・研究プロジェクトへの参加

(ハ) 個々の研究員による外部との人的交流の充実

ニ わが国の中小企業政策に対する提言活動の推進

(イ) 政策的インプリケーションに富む調査研究の実施

(ロ) 政策提言に係る官庁・関係団体・事業本部との連携

(4) お客さまの声や現場のニーズに即した政策提言による制度・施策の改善に向けた取組み

イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映

中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営（貸付制度の新設・改善）に反映

ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進

政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映

6 信用リスクの適切な管理

新型コロナウイルス感染症特別貸付等に伴う貸付金残高、取引先の大幅な増加も踏まえた信用リスクの適切な管理

イ 適切な与信管理の実施

ロ 適切な信用コストの管理

ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化

ニ 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

<モニタリングしていく事項>

- ・初期デフォルト率(%)
- ・債務者区分の上方・下方遷移(先数等)〔農林・中小〕
- ・与信関係費用比率(%)

組織運営計画

1 支店機能の充実

イ 支店長の役割の着実な発揮

地域や事業に取り組む方々等の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けた取組みの実施

ロ 全国152支店のネットワークの強化

ハ 「現場が第一」との考えに基づく支店運営態勢の不断の強化

2 コロナ禍における対応により明らかになった課題も踏まえた効率的・効果的な業務運営

更なる事務合理化、業務効率化及び有事の際の人員確保等、コロナ禍における対応により気づきを得た組織運営上の課題の解決

イ 申込みの急増にも迅速かつきめ細かな対応を可能とする、デジタル化、事務の見直し等を一層推進

ロ 構築した有事における人員体制のもと、必要となる人員の円滑な確保

ハ 集中募集した支店からの提案を踏まえ最新デジタル技術も効果的に活用しつつ事務の合理化と業務の効率化を推進

ニ 現場からの意見、要望を広く収集し、業務改善に活かす取組みの実施

ホ 公正な調達手続の実施

ヘ お客さまや支店のニーズを踏まえた店舗等の改善

ト 新型コロナウイルス感染対策用品の円滑な調達

チ 経費管理態勢の整備（「経費の多面的分析」の取組み）

リ 印刷物における間伐材利用紙の利用を拡大

3 各事業本部が主体的に関与した上で、IT部門と緊密に連携し、システムの刷新・クラウド化・デジタル化等を推進

イ 各事業本部との緊密な連携に基づくデジタル化推進計画の着実な推進

（イ）日本公庫全体の事業戦略の達成や日本公庫を取り巻く環境変化等に対応するため、各事業本部との連携を強化し、デジタル化に関する諸施策を着実に推進

（ロ）コロナ禍において明らかになった課題を踏まえ、インターネット申込受付の自動化及び電子契約の導入等に向けたシステムの検討

（ハ）データセンターに構築したシステムを外部のクラウド基盤へ移行する作業に着手

（ニ）各事業本部のニーズに合わせ、政策金融機能を迅速かつ柔軟に発揮できるシステムへ変更するため、各事業本部と連携し、システム刷新の在り方を検討

（ホ）他の金融機関の動向の把握やAI等の最新のIT技術の研究を行い、コロナ禍における対応も踏まえて日本公庫にとって最適なIT活用を検討し、デジタル化を推進

ロ 各事業の業務システム再構築などの次期公庫システム計画の完遂

各事業の業務システム再構築等、次期公庫システム計画に関する以下について取り組むとともに、稼働後の状況に応じたサポートを実施

（イ）業務システムの再構築による利便性の向上

（ロ）各事業本部の業務に合わせたシステムの機能改善

（ハ）お客さまがインターネットを通じて事務手続や情報の取得を行うことができる「日本公庫ダイレクト」の構築

（ニ）お客さまごとの情報を集約したポータルサイトの構築

ハ 効率的かつ円滑なシステムの開発・運用に向けた取組みの推進

- (イ) 安定稼働に配慮したシステム開発の一層の効率化
- (ロ) 効率的かつ円滑なシステム運用の推進
- (ハ) サイバーセキュリティ状況や最新の技術動向を踏まえた効果的なセキュリティ対策の強化
- (ニ) 公正かつ的確なIT調達を実現するための態勢の強化

ニ デジタル人材の育成及びデジタル化等を推進するための組織体制の強化

- (イ) デジタルテクノロジーを活用したお客さまサービスの向上や業務の効率化に資する戦略・ビジネスモデルを策定できるデジタル人材の育成
- (ロ) 職員のITリテラシーの向上とサポート態勢の強化
- (ハ) サイバーセキュリティ脅威に対応する人材の育成
- (ニ) デジタル化を推進するため、職員の増員や高度外部人材の活用等によるIT部門の組織体制の強化

ホ システム監査の適切な実施

4 人材育成・活用

(1) 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実

- イ 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解
会議・研修及び勉強会等により、その背景を含めた浸透・理解の徹底
- ロ 新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施

- (イ) 事業本部固有のものを除き、全階層の研修、自己啓発支援制度を共通化して実施
- (ロ) 地域連携や顧客支援に資するよう職員の自発的な取組みを促進
- (ハ) 研修におけるオンラインツール等の活用を推進

ハ マネジメント能力の強化

- (イ) 人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施
- (ロ) 階層別研修(新任上級業務職以上)の内容の充実等
- (ハ) 多面観察の実施と結果のフィードバック

(2) 多様で柔軟な働き方の実現

「働き方改革」への対応と柔軟な働き方の一層の促進

- (イ) テレワーク(在宅勤務)や時差出勤など、柔軟な働き方を可能とする制度の一層の拡充・浸透
- (ロ) 休暇の有効活用の促進

(3) 人事給与制度の適切な運用

イ 人事給与制度の適切な運用に向けた取組み

- (イ) 人事給与制度(転勤特例制度、地域総合職制度、再雇用制度等)の運用状況に関するモニタリングの実施
- (ロ) 異動(異動サイクル、広域異動、連続単身赴任等)の運用状況に関するモニタリングの実施

ロ 給与支給事務等の効率的な実施

(4) 人材活用の推進

- イ 事業間人事異動等の積極的な運用
- ロ 業務職育成制度等によるエリア職の活躍範囲の拡大
- ハ 採用活動における認知度の向上等

(5) 専門性の強化

- イ 社内公募、中途採用の実施

- ロ 専門性強化を狙いとした教育施策の推進
- 八 中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用
- 二 企業派遣研修の実施

職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」	100%
職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」	100%
職員意識調査項目「業務目標のフォロー（面接十分、フォローも適切）」	80%
職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」	90%

（補足）職員意識調査項目の内容

職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、日本公庫の基本理念、経営方針の内容を知っていますか。

職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、配属されている事業本部／企画管理本部等の業務運営計画の内容を知っていますか。

職員意識調査項目「業務目標のフォロー（面接十分、フォローも適切）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたの業務目標は、期中の進捗管理や支援などを通じて、上司に適切にフォローされていると思いますか。

職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：業績や人事考課の結果に関して、上司からのフィードバックはありましたか。

<モニタリングしていく事項>

- ・ 中小企業診断士有資格者数
- ・ 農林水産業経営アドバイザー有資格者数

5 ダイバーシティの推進と職場環境の向上

(1) 多様な人材が活躍できる職場づくり

イ 本支店におけるダイバーシティ推進活動の実施

(イ) 職員一人ひとりが活躍できる職場環境の整備に向けて意識改革を含めた活動の実施

(ロ) 男性の家事・育児・介護への参画促進

ロ ワークライフ・マネジメント(WLM)の実践

(イ) コロナ禍における環境変化を踏まえ、テレワーク等を一層活用して、安心して働くことができる多様で柔軟な働き方を促進

(ロ) 時間生産性を高め、メリハリある働き方を推進

八 職員一人ひとりが健康の保持増進に取り組む職場づくり

(イ) 健康に関する研修の実施及び特定保健指導の受診促進

(ロ) ノー残業デー週2日の実施

二 職員意識調査による経営課題の把握

(2) 女性管理職の積極的登用などによる女性活躍の推進

- イ 女性のキャリア開発のための取組みの実施
- ロ 女性管理職の積極的登用に向けて管理職候補者の育成を研修等により実施

(3) ハラスメント対策の強化

ハラスメント対策の強化(「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化」と同様の取組み)

管理職に占める女性の割合	7%以上(2023年4月時点)
	<モニタリングしていく事項>
	計画値に相当する女性管理職数に対する各年度の女性管理職とその候補者(女性上級業務職)の倍率
職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度(女性)」	80%
ノー残業デー週2日の実施率	80%
男性の育児に伴う休暇・休業の原則1か月以上の取得奨励(課題調査と対応を含む。)	

(補足) 職員意識調査項目の内容

職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度(女性)」

対象数値:女性職員の肯定的比率

質問内容:管理職層は、日常的な業務指導を通じて、女性職員の能力開発を支援していると思いますか。

6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化

(1) 政策要請に応えつつ適切なリスク管理を実施

- イ リスク管理プログラムの策定と着実な実施
- ロ コロナ禍が信用リスクに与える影響を含め、リスク管理状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング

(2) コンプライアンス意識の強化・定着化を図るとともに、的確なモニタリングを実施

- イ コンプライアンス・プログラムの策定と着実な実施
- ロ コンプライアンス・プログラムの実施状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング

ハ 反社会的勢力(暴力団員・共生者)及びそれに準ずる者(詐欺関与先及び経済制裁対象先)の排除態勢の一層の強化

ニ 政策金融機関役職員として高い倫理観を持ち、日本公庫の信用を堅持する責任ある行動に繋がっていくためのコンプライアンス意識の一層の強化

ホ コンプライアンスに係る報告・相談の徹底

ヘ コンプライアンス事案対応における支店長の適切な役割発揮

(3) 危機管理態勢の一層の強化

- イ 新型コロナウイルス感染症に係る対応手順の全職場への理解の浸透と迅速な初動対応の実施
- ロ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の拡大を想定災害としたBCPの強化
- ハ 首都直下地震を想定した災害対策本部訓練及び安否確認訓練の継続実施
- ニ 首都直下地震に備えた危機管理態勢の一層の強化
- ホ 大雨洪水等を想定した、支店における危機管理研修・訓練の実施
- ヘ 危機管理における支店長の適切な役割発揮

2 【事業等のリスク】

当公庫の事業その他に関するリスクについて、政策金融機関であるという当公庫の特性に応じ、**「特に重要なリスク」**、**「重要なリスク」**に分類したうえで、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に伴う貸付金残高の増加などにより与信関係費用が膨らみ、引き続き当公庫の収支及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。適切な債権管理に資する施策などを実施することにより、リスクの低減に努めております。

当公庫においては、政策金融機関としての業務の実施に際し貸倒れなどの各種のリスク発生が想定されることから、政府から出資金等の予算措置が講じられております。

本項への記載項目のうち、将来に関する事項については、当事業年度末現在において判断したものであります。

（特に重要なリスク）

（1）日本国政府の政策等について

当公庫は、公庫法により、政府が当公庫の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述「第1 企業の概況 3 事業の内容」のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当公庫の業務運営は国の政策に基づき行われており、経済及び金融面での環境悪化におけるセーフティネット機能の発揮等、一般の金融機関が行う金融を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

イ 経済対策等への対応による影響について

2008年秋以降の世界的な金融・経済危機に伴い、当公庫は、政府が実施した累次の経済対策への取組みに対応してきました。

具体的には、セーフティネット貸付け等の推進、景気対応緊急保証制度の保証枠拡大に伴う事業規模の拡大、危機対応円滑化業務及び海外事業支援緊急業務の実施に加え、中小・小規模企業者や農林漁業者の資金繰りに関するご相談に迅速かつきめ細かく対応するための相談態勢の強化等により、政策金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。また、中小企業金融円滑化法の施行も踏まえ、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援についても積極的に対応してきました。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入れ、政府保証債等の発行による多額の資金調達等を行うことがあり、当公庫の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

ロ 政策金融改革について

政策金融改革の経緯については、前述「第1 企業の概況 2 沿革」のとおりです。

なお、統合前機関（旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀行）が発行した債券の取扱いに関しては、行政改革推進法第13条第2号に「現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。」とあること等を受け、公庫法附則第23条には、当該債券を当公庫の社債とするみなし規定が置かれております。

加えて、公庫法附則第46条の2及び株式会社国際協力銀行法附則第17条の定めにより、当公庫発足前の旧国際協力銀行が発行した債券については、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構との連帯債務とすること、当公庫発足時から株式会社国際協力銀行成立

前までに当公庫が発行した社債については、当公庫及び株式会社国際協力銀行との連帯債務とすることとされております。

また、2012年3月30日、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律が成立、同31日に公布され、同法附則第16条において行政改革推進法の一部を改正し、2022年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合するものとされております。

八 法的規制等について

当公庫は、会社法及び公庫法に基づく特殊会社であり、その運営においては同法及び関連法令等の規制を受けております。また、当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、法律において定めることになっております。

従って、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当公庫の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 大規模自然災害や経済危機等の発生に伴う影響について

東日本大震災のような大規模自然災害やリーマン・ショック等の経済危機、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響に起因し、直接被害や間接的影響を受けた融資先を中心に経営状態が悪化することが想定されます。

その結果、当公庫の貸出資産が不良債権化し、与信関係費用の増加など、当公庫の収支及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。適切な債権管理に資する施策を実施することにより、リスクの低減に努めております。

なお、大規模災害発生時に業務継続が困難となるリスクに対し、当公庫では、後述「第4章 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 八 内部管理上の重点6分野 緊急時対策その他の危機管理」に記載のとおり、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan。以下同じ。)を策定するなど、態勢を整備しております。

(重要なリスク)

当公庫の各業務においては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております(当該内容は後述「第4章 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 八 内部管理上の重点6分野 リスク管理」をご参照ください。)

(1) 信用リスク

イ 国民一般向け業務のリスクについて

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務の与信ポートフォリオは小口かつ特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られているという特徴があります。今後の経済動向によっては、不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。適切な融資審査や債権管理に努めているほか、統計手法を用いた管理の導入等の管理手法の高度化にも取り組んでおります。

ロ 農林水産業者向け業務のリスクについて

当業務においては、農林漁業者及び食品産業者向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

融資先の大多数を占める農林漁業者は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

八 中小企業者向け業務のリスクについて

中小企業者向け業務においては、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部買取りや保証を行う業務、中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、外国関係法人等に対する貸付け、公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。

国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。当業務では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。

二 危機対応等円滑化業務のリスクについて

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行うこれらの業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。自己査定の実施等により、適切な期中管理を行っております。

また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補填を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。当業務では、将来の補償金の支払い、その他損害担保取引に係る業務の遂行に資するため、指定金融機関からの報告及び補償金支払動向のモニタリングを踏まえ、適切な引当金を計上するなど、リスクの把握に努めております。

(2) 信用保険引受リスク

信用保険等業務においては、中小企業者の金融機関からの借入れに対する信用保証協会の保証等について保険を引き受ける信用保険業務を行っており、中小企業者の信用状態や経済状況の大幅な変化等によって保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被る可能性があります。

今後の経済動向等、保証先中小企業者等を取り巻く環境の変化によっては、保険事故発生の増加や支払った保険金に係る回収納付の減少等により、当業務の保険引受費用が増加する可能性があります。当業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオ、保険事故の状況などのモニタリング及び信用保険引受リスクの計量化を行い、リスクの把握・分析に努めております。

(3) 市場リスク

当公庫が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

イ 金利リスク

長期償還や固定金利などを原因とし、資産と負債の間で部分的にギャップが生じることで、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。対策として、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、当該リスクを極小化する方針を採っております。

また、信用保険等業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

なお、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については、財政融資資金借入や政府保証債の発行により調達しております。これらの業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ロ 為替リスク

中小企業者向け業務で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

(4) 流動性リスク

当公庫では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えております。

なお、危機対応円滑化業務では、借入金及び社債について、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えております。

(5) オペレーショナル・リスク

イ 事務リスク

当公庫は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当公庫では、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めております。

ロ システムリスク

当公庫は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当公庫では、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

イ 業績

第13期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

〔総括〕

当事業年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、各種政策の効果も相まって、持ち直しの動きがみられます。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばにあります。

このような中、当公庫におきましては、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援、セーフティネット機能の発揮、民間金融機関との連携、成長戦略分野等への支援、お客さまサービスの向上、地域活性化への貢献などに取り組みました。

今後は、コロナ禍に直面するお客さまへの対応に引き続き万全を期すとともに、コロナ禍で増加した数多くのお客さまへのフォローアップに力を注いでまいります。また、新型コロナウイルス感染症のような大規模な危機が起こりうることを前提に、対処可能なオペレーションの構築に向け、一層のデジタル化、有事における人員確保などを図り、セーフティネット機能を強化してまいります。

さらに、コロナ禍において発揮された民間金融機関、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関との連携を深化させつつ、現下において強まる事業承継ニーズへの対応やポストコロナも見据えた事業再構築などの成長戦略分野等への支援、地域活性化への貢献などに取り組みまいります。

(イ) コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援

コロナ禍において影響を受けた方々への支援につきましては、政府において、これまでにない予算規模の経済対策が講じられました。これに基づき、融資制度が創設・拡充され、2021年3月末までの累計で融資決定件数は約80万件に達し、前事業年度の実績はもとより、リーマン・ショックの影響を大きく受けた2009年度の年間実績をも大きく上回る水準となりました。

このような状況に対応するため、定期人事異動の延期、OB・OGの採用、本店等から支店への応援職員の派遣、休日相談の実施、相談フリーダイヤルの回線増設、審査に係る提出書類の簡素化、審査手続きの簡略化などにより人員体制・業務運営体制などを強化しました。

また、お客さま及び職員の感染防止対策として、来店予約制の導入、書類郵送及びインターネットによる申込の奨励などによる来店抑制の取組みのほか、窓口カウンターの透明アクリルパネル設置、3密を避ける環境整備などにも取り組みました。

コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援につきましては、引き続き、災害・事故等対策本部を設置し、お客さま及び職員の感染防止対策に努めつつ、相談体制を強化し、融資や返済に関する相談に親切・丁寧・迅速に、お客さまの不安に寄り添った対応を行ってまいります。

また、コロナ禍を乗り越えて事業を維持・発展させる良好事例の収集・発信及び融資後のフォローアップなどによりコンサルティング機能を発揮してまいります。

(ロ) セーフティネット機能の発揮

東日本大震災、台風などの自然災害、経済情勢による経営環境の変化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、政策金融機関として「政

策」と事業に取り組む方々などとを“繋ぐ”という使命感をもって、お客さまのニーズに対応しました。

このうち、令和2年7月豪雨、令和2年台風第14号、令和2年12月16日からの大雪、令和3年1月7日からの大雪、令和3年福島県沖を震源とする地震、令和3年栃木県足利市における大規模火災、令和3年新潟県糸魚川市における地滑りなどに対しては、特別相談窓口を設置し、被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、融資や返済の相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

加えて、信用保証協会による保証が円滑に行われるための信用保険引受や危機対応円滑化業務を実施しました。

(八) 民間金融機関との連携

公庫法第1条が規定する民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との連携を進めています。

当事業年度におきましては、これまでの民間金融機関連携の取組みを継続するとともに、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの対応に係る連携強化にも取り組みました。

具体的には、お客さまが当公庫へ申込するための書類準備などについて民間金融機関がサポートを実施したほか、当公庫ホームページにおいて民間金融機関による実質無利子化・無担保融資制度や各金融機関の新型コロナウイルス感染症関連支援情報について紹介するなどといった取組みを実施しました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」などを活用し、事業者の経営改善・事業再生支援に係る連携を強化しました。

(二) 成長戦略分野等への支援

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、国の政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮し、コロナ禍における環境変化を踏まえて、創業・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援などに取り組みました。

なかでも、事業承継につきましては、関係機関とも連携の上、マッチングを含む効果的な情報提供に重点的に取り組みました。

(ホ) お客さまサービスの向上及び地域活性化への貢献

当公庫が積極的に取り組むお客さまサービスの向上では、政策金融の役割を十分に理解し制度を適切に運用するとともに、お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供やコンサルティング機能の強化などに取り組んでいます。

具体的には、コロナ禍においても第2期「地方版総合戦略」に積極的に関与し、お客さまや地域のニーズを踏まえた融資支援などに取り組むとともに、「アグリフードEXPOオンライン」及び「日本公庫お取引先と大手企業とのオンライン商談会」を開催し、お客さまが抱える課題に積極的に対応しました。

これらにより、当事業年度の当公庫全体の融資実績は17兆9,841億円（前事業年度比14兆713億円増加）となりました。

当事業年度の当公庫全体の損益の状況につきましては、経常収益は4,788億円（同93億円増加）、特別損益を含めた当期純損失は1兆372億円（前事業年度は当期純損失296億円）となりました。

〔国民一般向け業務〕

当事業年度の国民一般向け業務におきましては、コロナ禍の影響を受けた小規模事業者からの融資・返済相談への対応を最優先に取り組み、危機時のセーフティネット機能を過去最大規模で発揮しました。同時に、創業支援や事業承継支援など、ポストコロナも見据えた成長戦略分野等への対応にも力を注ぎました。

コロナ禍への対応につきましては、緊急事態宣言に伴う外出自粛などの影響を受け、景況感が著しく悪化した飲食店や宿泊業を中心に、平時の10倍を超える融資申込が一定期間続きました。このため、休日相談の実施や支店への応援職員派遣、OB・OGの採用などにより相談体制を拡充するとともに、審査方法や必要書類の簡略化、デジタルツールを活用した面談による融資手続きの迅速化を行うなど、当公庫の総力を挙げて対応しました。資金繰り支援にあたっては、融資限度額が拡充された「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の活用や、事業者ごとの実情に配慮した既往債務の条件変更に迅速かつ丁寧に対応したほか、新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」を活用し、財務基盤の強化を図る事業者からの資本性資金のニーズへも的確に対応しました。

ポストコロナも見据えた成長戦略分野等への対応につきましては、オンライン形式のイベント開催などを通じて、創業、事業承継、ソーシャルビジネスの支援に取り組みました。特に事業承継に関しては、コロナ禍の厳しい環境下で、後継者不在による廃業が加速する事態を可能な限り抑制するため、セミナーの開催による経営者の意識喚起や事業承継マッチング支援を推進しました。このほか、融資後のフォローアップを実行する中、コロナ禍に立ち向かう事業者の取組事例の収集・紹介などを通じてコンサルティング機能の発揮にも取り組みました。

これらにより、当事業年度の国民一般向け業務における貸付実績は9兆1,640億円（前事業年度比7兆176億円増加）となりました。これはリーマン・ショックを契機とする世界金融危機時を大きく上回り、当公庫が発足した2008年度以降、最大規模となっています。

国民一般向け業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、コロナ関連融資に係る貸出金残高の増加に伴い貸倒引当金繰入額が増加したことなどにより、経常収益は1,358億円（同24億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は1,546億円（前事業年度は当期純損失139億円）となりました。

〔農林水産業者向け業務〕

当事業年度の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）及び森林・林業基本計画並びに水産基本法（平成13年法律第89号）及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者のニーズ及び地域・業界の実態を把握し、民間金融機関などと連携しながら、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、農業の構造改革の進展に伴う担い手農業者の急激な規模拡大や新たな事業の開始、大規模な農業参入などに対して、その事業性を積極的に評価して円滑な資金供給に努めるとともに、コロナ禍や東日本大震災、豪雨などの自然災害の影響を受けた農林漁業者への支援などセーフティネット機能を発揮しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、「人・農地プラン」において地域の中心経営体と定められた農業者や国産材の安定供給・利用、水産業の生産体制強化の取組みを支援するとともに、農林漁業者が加工・販売へ進出して事業の多角化及び高度化に取り組む6次産業化に対して関係機関と連携し支援を行いました。

また、新規就農者に対して、青年等就農資金により積極的に支援を行いました。

事業承継支援につきましては、農業経営特有の課題を踏まえた「事業承継診断票・経営資源マッチング意向確認票」を作成し、経営資源を円滑に引き継ぐ取組みを推進いたしました。

海外展開支援につきましては、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和2年4月1日施行）で措置された農林水産物・食品輸出促進資金制度により、輸出・海外展開に取り組む事業者の施設整備等を支援しました。また、日本貿易振興機構や貿易商社、農林水産省による農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）などと連携し、輸出に意欲のある農林漁業者等の海外販路開拓を支援しました。

これらにより、当事業年度の農林水産業者向け業務における貸付実績は7,058億円（前事業年度比2,218億円増加）、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務の引受実績は916百万円（同44百万円増加）となりました。また、農業法人へ出資する投資事業有限責任組合（LPS）への出資約束実績は511百万円（同313百万円増加）、出資履行実績は107百万円（同46百万円減少）となりました。

農林水産業者向け業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は499億円（同66億円増加）、特別損益を含めた当期純利益は0円（前事業年度は当期純損失0億円）となりました。

〔中小企業者向け融資・証券化支援保証業務〕

当事業年度の中小企業者向け融資業務におきましては、コロナ禍や東日本大震災、台風などの感染症や自然災害の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援を最優先とすることで、セーフティネット機能を的確に発揮しました。

コロナ禍の影響を受けた中小企業者から、平時を大幅に上回る4万件超の融資申込を受けました。休日相談の実施や支店への応援職員派遣、OB・OGの採用などを行うことによる相談体制の拡充に加え、融資手続きに必要な提出書類の簡素化により迅速な対応を行うとともに、資金繰り支援にあたっては、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を活用し、資金ニーズに的確に対応しました。

また、民間金融機関をはじめとした関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る中小企業者に対し、財務体質強化を図るための資本金を供給する制度として、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）」の取扱いを新たに開始し、民間金融機関とも連携のうえ、中小企業者の円滑な資金調達の実現に取り組みしました。

成長戦略分野等への対応につきましては、中小企業者のニーズに基づき、新事業、事業再生、事業承継及び海外展開の分野における支援に取り組みしました。

事業再生支援につきましては、コロナ禍において影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化のため、貸出条件の緩和などを積極的に行ったほか、中小企業再生支援協議会と連携した債権放棄などの手法を用いた再生支援を行いました。また、2018年度から新たに取扱いを開始したシンジケートローンも活用し、民間金融機関と協調した支援を行いました。

事業承継支援につきましては、資金面の支援に加えて、下半期には情報面の支援も再開し、公庫版事業承継診断の推進とともに、後継者候補の有無に応じて事業承継計画策定支援やM&Aニーズに対する引き合わせ候補先の選定支援を行うなど、中小企業者の円滑な事業承継に向けた支援を実施しました。

海外展開支援につきましては、海外現地法人に対して直接融資を行う「クロスボーダーローン」の取扱いを2021年1月から開始し、海外現地法人の資金ニーズへの支援を強化しました。

その他、新事業の支援にも、コロナ禍において影響を受けた中小企業者への資金繰り支援とあわせて、積極的な支援を継続してまいります。

これらにより、当事業年度の中小企業者向け融資業務における貸付実績は4兆5,648億円（前事業年度比3兆4,173億円増加）となりました。

このほか、中小企業者向け証券化支援保証業務におきましては、後述のＣＬＯ（貸付債権担保証券）の組成に関連し、機関投資家向けに販売されるＣＬＯの一部に保証を付したことにより、保証実績は31億円（同29億円減少）となりました。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、コロナ関連融資に係る貸出金残高の増加に伴い貸倒引当金繰入額が増加したことなどにより、経常収益は806億円（同1億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は1,523億円（前事業年度は当期純損失40億円）となりました。

〔中小企業者向け証券化支援買取業務〕

当事業年度の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、前事業年度に引き続きＣＬＯの組成を行いました。参加した民間金融機関数は前事業年度の全国30機関から14機関となり、中小企業・小規模事業者に対する無担保資金の供給支援額は前事業年度の1,793社に対する332億円から、800社に対する170億円となりました。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は724百万円（前事業年度比42百万円増加）、特別損益を含めた当期純利益は151百万円（同1百万円減少）となりました。

〔信用保険等業務〕

当事業年度の信用保険等業務におきましては、引き続き、東日本大震災、台風などの自然災害に対する災害関係保証等に係る保険引受により、被災地域の復興に向けた支援に取り組みました。また、経営安定関連保証や借換保証等に係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮しました。特に、コロナ禍において影響を受けた中小企業・小規模事業者への支援につきましては、経営安定関連保証や危機関連保証に係る保険引受により中小企業者の資金繰り支援に取り組みました。

成長戦略分野等への対応につきましては、引き続き、創業関連特例等を通じた創業支援、経営力強化保証に係る保険引受などを通じた経営支援、事業再生計画実施関連特例等を通じた再生支援及び特定経営承継関連特例等を通じた事業承継支援に努めたほか、NPO法人に係る保険引受を行いました。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけました。

これらにより、当事業年度の信用保険等業務における保険引受額は33兆2,106億円（前事業年度比24兆8,863億円増加）となりました。

信用保険等業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は2,016億円（同62億円増加）、特別損益を含めた当期純損失は7,188億円（前事業年度は当期純損失23億円）となりました。

〔危機対応円滑化業務〕

当事業年度の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣）により定められた「新型コロナウイルス感染症に関する事案」、「東日本大震災に関する事案」などへの取組みに努めました。

これらにより、当事業年度の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが3兆5,494億円（前事業年度比3兆5,144億円増加）、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が2兆2,833億円（同2兆2,824億円増加）、指定金融機関に対する利子補給が46億円（同18億円増加）となりました。

危機対応円滑化業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は101億円（同11億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は116億円（前事業年度は当期純損失93億円）となりました。

〔特定事業等促進円滑化業務〕

当事業年度の特定事業促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

なお、当事業年度の貸付実績はありませんでした（前事業年度実績なし）。

また、事業再編促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業再編又は特別事業再編（特定事業再編を含む。）を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

なお、当事業年度の貸付実績はありませんでした（前事業年度は1,000億円）。

さらに、開発供給等促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

なお、当事業年度の貸付実績はありませんでした。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は216百万円（前事業年度比57百万円減少）、特別損益を含めた当期純損失は11百万円（前事業年度は当期純損失12百万円）となりました。

ロ キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の純増減額の減少などにより前事業年度比2兆5,700億円減少して2兆3,882億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得による支出の減少などにより前事業年度比72億円増加して35億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の増加などにより前事業年度比3兆9,249億円増加して4兆1,164億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比1兆7,247億円増加して2兆3,100億円となりました。

八 業務の種類別の業績

(イ) 業務別の財産及び損益等の状況

(前事業年度)

(単位：百万円)

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者向け 融資・証券化 支援保証業務	中小企業者向け 証券化支援買取 業務	信用保険等 業務
経常収益	138,257	43,287	80,812	682	195,366
経常利益又は経常損失()	13,762	48	3,986	153	2,389
当期純利益又は当期純損失 ()	13,974	0	4,045	153	2,389
資本金	1,223,643	402,363	1,703,937	24,476	(注) 2 . -
純資産額	897,773	405,005	1,394,318	24,977	2,338,541
総資産	7,366,344	3,199,304	5,018,097	133,606	3,117,534
貸出金残高	7,033,617	3,102,871	5,083,789	-	-
支払承諾(注) 3 . (支払承諾見返)	-	2,887	19,619	78,460	-
備考	-	-	-	(注) 4 .	(注) 4 .

	危機対応円滑化業務	特定事業等 促進円滑化業務	消去	合計
経常収益	11,251	273	467	469,463
経常利益又は経常損失()	9,376	12	-	29,326
当期純利益又は当期純損失 ()	9,376	12	-	29,646
資本金	969,534	267	-	4,324,220
純資産額	715,971	189	-	5,776,777
総資産	2,070,388	133,296	222	21,038,349
貸出金残高	1,327,740	132,977	-	16,680,995
支払承諾(注) 3 . (支払承諾見返)	-	-	-	100,967
備考	(注) 4 .	-	-	-

(注) 1 . 上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第1項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

2 . 信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金(資本準備金)に計上しております。期末の資本剰余金(資本準備金)残高は2,052,284百万円であります。

3 . 当公庫の保証債務に係る貸借対照表計上額であります。

4 . 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(中小企業者向け証券化支援買取業務)

有価証券(社債) : 証券化支援買取業務に係る当該業務の有価証券(社債)の保有残高 17,497百万円

(信用保険等業務)

保険契約準備金 : 保険引受に係る準備金 773,166百万円(保険引受残高 : 21,244,872百万円)

(危機対応円滑化業務)

補償損失引当金 : 指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金 25,652百万円

(補償引受残高 : 472,557百万円)

(当事業年度)

(単位：百万円)

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者向け 融資・証券化 支援保証業務	中小企業者向け 証券化支援買取 業務	信用保険等 業務
経常収益	135,840	49,931	80,698	724	201,636
経常利益又は経常損失()	154,529	25	152,250	151	718,819
当期純利益又は当期純損失 ()	154,632	-	152,345	151	718,819
資本金	2,997,738	424,823	2,546,937	24,476	(注)2 . -
純資産額	2,517,236	427,465	2,084,973	25,052	3,071,421
総資産	13,778,462	3,514,160	8,478,960	114,344	4,614,820
貸出金残高	12,720,479	3,416,516	8,116,466	-	-
支払承諾(注)3 . (支払承諾見返)	-	2,841	22,928	68,087	-
備考	-	-	-	(注)4 .	(注)4 .

	危機対応円滑化業務	特定事業等 促進円滑化業務	消去	合計
経常収益	10,139	216	387	478,800
経常利益又は経常損失()	11,630	11	-	1,037,064
当期純利益又は当期純損失 ()	11,630	11	-	1,037,286
資本金	995,960	267	-	6,990,201
純資産額	730,767	177	-	8,857,095
総資産	5,338,380	121,972	1,305	35,959,796
貸出金残高	4,570,649	121,647	-	28,945,758
支払承諾(注)3 . (支払承諾見返)	-	-	-	93,858
備考	(注)4 .	-	-	-

(注)1 . 上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第1項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査はを受けておりません。

2 . 信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金(資本準備金)に計上しております。期末の資本剰余金(資本準備金)残高は3,503,984百万円であります。

3 . 当公庫の保証債務に係る貸借対照表計上額であります。

4 . 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(中小企業者向け証券化支援買取業務)

有価証券(社債) : 証券化支援買取業務に係る当該業務の有価証券(社債)の保有残高 12,993百万円

(信用保険等業務)

保険契約準備金 : 保険引受に係る準備金 1,536,853百万円(保険引受残高 : 42,416,153百万円)

(危機対応円滑化業務)

補償損失引当金 : 指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金 25,449百万円

(補償引受残高 : 1,934,625百万円)

(口) 国民一般向け業務

a 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	108,450
	当事業年度	110,876
うち資金運用収益	前事業年度	112,610
	当事業年度	114,309
うち資金調達費用	前事業年度	4,159
	当事業年度	3,433
役務取引等収支	前事業年度	545
	当事業年度	596
うち役務取引等収益	前事業年度	0
	当事業年度	0
うち役務取引等費用	前事業年度	545
	当事業年度	596
その他業務収支	前事業年度	278
	当事業年度	327
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	278
	当事業年度	327

b 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	7,132,569	112,610	1.58
	当事業年度	11,607,873	114,309	0.98
うち貸出金	前事業年度	7,114,809	112,610	1.58
	当事業年度	11,547,347	114,308	0.99
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	17,760	0	0.00
	当事業年度	60,526	0	0.00
資金調達勘定	前事業年度	6,080,692	4,159	0.07
	当事業年度	10,609,744	3,433	0.03
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	665,991	342	0.05
	当事業年度	662,642	211	0.03
うち借入金	前事業年度	5,392,305	3,821	0.07
	当事業年度	9,872,882	3,212	0.03

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c 業種別貸出金残高の状況

種類	2020年3月31日現在		2021年3月31日現在	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内	7,178,380	100.00	12,842,863	100.00
製造業	574,254	8.00	1,043,006	8.12
農業	32,284	0.45	48,293	0.38
林業	9,545	0.13	12,809	0.10
漁業	20,243	0.28	32,166	0.25
鉱業	2,830	0.04	4,707	0.04
建設業	911,150	12.69	1,870,194	14.56
電気・ガス・熱供給・水道業	209,243	2.91	190,760	1.49
情報通信業	142,635	1.99	315,986	2.46
運輸業	193,879	2.70	372,112	2.90
卸売・小売業	1,293,619	18.02	2,362,754	18.40
金融・保険業	22,688	0.32	42,680	0.33
不動産業	680,333	9.48	997,253	7.77
各種サービス業	1,525,408	21.25	3,106,823	24.19
地方公共団体	-	-	-	-
その他	580,780	8.09	1,475,139	11.49
教育貸付等	979,481	13.64	968,174	7.54
海外	-	-	-	-
合計	7,178,380	100.00	12,842,863	100.00

(注) 1. 業種区分は、国民一般向け業務におけるものであります。

2. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は139,028百万円(仮払金に係る部分直接償却額398百万円は除く。)、貸付受入金は5,734百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は120,804百万円(仮払金に係る部分直接償却額197百万円は除く。)、貸付受入金は1,580百万円であります。

(八) 農林水産業者向け業務

a 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	5,665
	当事業年度	5,147
うち資金運用収益	前事業年度	25,899
	当事業年度	23,612
うち資金調達費用	前事業年度	20,234
	当事業年度	18,465
役務取引等収支	前事業年度	2,448
	当事業年度	2,708
うち役務取引等収益	前事業年度	40
	当事業年度	37
うち役務取引等費用	前事業年度	2,488
	当事業年度	2,746
その他業務収支	前事業年度	73
	当事業年度	29
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	73
	当事業年度	29

b 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	2,938,977	25,899	0.88
	当事業年度	3,165,162	23,612	0.75
うち貸出金	前事業年度	2,907,200	25,898	0.89
	当事業年度	3,141,035	23,611	0.75
うち有価証券	前事業年度	3,202	-	-
	当事業年度	3,263	-	-
うち預け金	前事業年度	28,573	0	0.00
	当事業年度	20,864	1	0.01
資金調達勘定	前事業年度	2,666,112	20,234	0.76
	当事業年度	2,914,607	18,465	0.63
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	264,679	2,789	1.05
	当事業年度	240,585	2,792	1.16
うち借入金	前事業年度	2,401,432	17,445	0.73
	当事業年度	2,673,939	15,673	0.59

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息貸出金及び預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 資金調達勘定は、無利息借入金の平均残高を控除して表示しております。

c 業種別貸出金残高の状況

種類	2020年3月31日現在		2021年3月31日現在	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内	3,196,102	100.00	3,485,435	100.00
製造業	430,033	13.45	442,569	12.70
農業	1,581,004	49.47	1,805,124	51.79
林業	227,436	7.12	228,677	6.56
漁業	96,350	3.01	179,999	5.16
鉱業	8	0.00	7	0.00
建設業	2,273	0.07	2,345	0.07
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業	-	-	-	-
卸売・小売業	116,979	3.66	117,083	3.36
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-
各種サービス業	207,538	6.49	198,335	5.69
地方公共団体	324,733	10.16	311,176	8.93
その他	209,742	6.56	200,116	5.74
海外	-	-	-	-
合計	3,196,102	100.00	3,485,435	100.00

(注) 1. 業種区分は、農林水産業者向け業務におけるものであります。

2. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は6,824百万円(仮払金に係る部分直接償却額56百万円は除く。)、貸付受入金は86,406百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は9,034百万円(仮払金に係る部分直接償却額79百万円は除く。)、貸付受入金は59,884百万円であります。

d 有価証券の状況

種類	2020年3月31日現在残高	2021年3月31日現在残高
	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	2,030	2,030
その他の証券	1,187	1,214
合計	3,217	3,244

(二) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

a 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	59,257
	当事業年度	60,673
うち資金運用収益	前事業年度	64,923
	当事業年度	65,096
うち資金調達費用	前事業年度	5,666
	当事業年度	4,423
役務取引等収支	前事業年度	73
	当事業年度	98
うち役務取引等収益	前事業年度	131
	当事業年度	157
うち役務取引等費用	前事業年度	58
	当事業年度	59
その他業務収支	前事業年度	432
	当事業年度	294
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	432
	当事業年度	294

b 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	5,253,282	64,923	1.24
	当事業年度	7,447,145	65,096	0.87
うち貸出金	前事業年度	5,229,082	64,921	1.24
	当事業年度	7,396,236	65,095	0.88
うち有価証券	前事業年度	36	0	1.60
	当事業年度	30	0	1.59
うち預け金	前事業年度	24,164	1	0.01
	当事業年度	50,878	0	0.00
資金調達勘定	前事業年度	3,594,405	5,666	0.16
	当事業年度	5,680,606	4,423	0.08
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	513,315	1,572	0.31
	当事業年度	503,393	1,120	0.22
うち借入金	前事業年度	3,066,677	4,096	0.13
	当事業年度	5,139,267	3,285	0.06

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c 業種別貸出金残高の状況

種類	2020年3月31日現在		2021年3月31日現在	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内	5,207,996	100.00	8,218,095	100.00
製造業	2,387,535	45.84	3,220,185	39.18
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	7,368	0.14	7,474	0.09
建設業	249,502	4.79	516,492	6.28
電気・ガス・熱供給・水道業	212,789	4.09	199,477	2.43
情報通信業	85,032	1.63	173,403	2.11
運輸業	464,953	8.93	677,205	8.24
卸売・小売業	787,199	15.12	1,413,760	17.20
金融・保険業	1,401	0.03	3,432	0.04
不動産業	399,638	7.67	517,759	6.30
各種サービス業	612,574	11.76	1,488,904	18.12
地方公共団体	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
海外	-	-	-	-
合計	5,207,996	100.00	8,218,095	100.00

(注) 1. 業種区分は、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務におけるものであります。

2. 上記数値には、社債の取得を含み、設備貸与機関貸付を含んでおりません。前事業年度末における社債の取得は28百万円、設備貸与機関貸付は232百万円であり、当事業年度末における社債の取得は17百万円、設備貸与機関貸付は82百万円であります。

3. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は71,218百万円(求償権等182百万円を除く。)、貸付受入金は53,193百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は73,729百万円(求償権等152百万円を除く。)、貸付受入金は27,964百万円であります。

d 有価証券の状況

種類	2020年3月31日現在残高	2021年3月31日現在残高
	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	-	-
地方債	-	-
社債	28	17
株式	7	0
その他の証券	-	-
合計	36	17

(ホ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

a 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	221
	当事業年度	227
うち資金運用収益	前事業年度	225
	当事業年度	231
うち資金調達費用	前事業年度	3
	当事業年度	3
役務取引等収支	前事業年度	18
	当事業年度	6
うち役務取引等収益	前事業年度	385
	当事業年度	479
うち役務取引等費用	前事業年度	404
	当事業年度	472
その他業務収支	前事業年度	13
	当事業年度	1
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	13
	当事業年度	1

b 資金運用 / 調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	42,173	225	0.53
	当事業年度	47,249	231	0.49
うち貸出金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	37,173	225	0.61
	当事業年度	35,544	231	0.65
うち預け金	前事業年度	5,000	0	0.00
	当事業年度	11,704	0	0.00
資金調達勘定	前事業年度	24,627	3	0.02
	当事業年度	29,630	3	0.01
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	24,627	3	0.02
	当事業年度	29,630	3	0.01
うち借入金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c 有価証券の状況

種類	2020年3月31日現在残高	2021年3月31日現在残高
	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	21,180	21,173
地方債	-	-
社債	17,497	12,993
株式	-	-
その他の証券	-	-
合計	38,677	34,166

(へ) 信用保険等業務

a 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	340
	当事業年度	249
うち資金運用収益	前事業年度	340
	当事業年度	249
うち資金調達費用	前事業年度	-
	当事業年度	-
保険引受収支	前事業年度	5,520
	当事業年度	709,063
うち保険引受収益	前事業年度	194,860
	当事業年度	201,250
うち保険引受費用	前事業年度	189,340
	当事業年度	910,314
その他業務収支	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	-
	当事業年度	-

b 資金運用 / 調達 の 状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	3,083,046	340	0.01
	当事業年度	3,977,173	249	0.01
うち貸出金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	3,083,046	340	0.01
	当事業年度	3,977,173	249	0.01
資金調達勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c 業種別保険引受残高の状況

種類	2020年3月31日現在		2021年3月31日現在	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内	21,244,872	100.00	42,416,153	100.00
製造業	4,296,125	20.22	8,202,048	19.34
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	28,948	0.14	49,310	0.12
建設業	4,773,146	22.47	9,585,452	22.60
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業	1,063,026	5.00	2,010,474	4.74
卸売・小売業	5,544,927	26.10	10,526,593	24.82
金融・保険業	-	-	-	-
不動産業	1,194,974	5.62	2,270,230	5.35
各種サービス業	4,119,309	19.39	9,443,341	22.26
地方公共団体	-	-	-	-
その他	224,415	1.06	328,700	0.77
海外	-	-	-	-
合計	21,244,872	100.00	42,416,153	100.00

(注) 業種区分は、信用保険等業務におけるものであります。

(ト) 危機対応円滑化業務

a 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	41
	当事業年度	150
うち資金運用収益	前事業年度	8,147
	当事業年度	6,631
うち資金調達費用	前事業年度	8,105
	当事業年度	6,480
役務取引等収支	前事業年度	834
	当事業年度	1,998
うち役務取引等収益	前事業年度	834
	当事業年度	1,998
うち役務取引等費用	前事業年度	-
	当事業年度	-
その他業務収支	前事業年度	2,750
	当事業年度	5,143
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	2,750
	当事業年度	5,143

b 資金運用 / 調達 の 状 況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	2,365,935	8,147	0.34
	当事業年度	4,483,989	6,631	0.15
うち貸出金	前事業年度	1,622,335	8,078	0.50
	当事業年度	3,743,615	6,576	0.18
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	743,600	41	0.01
	当事業年度	740,374	55	0.01
資金調達勘定	前事業年度	1,622,335	8,105	0.50
	当事業年度	3,743,858	6,480	0.17
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	113,393	94	0.08
うち借入金	前事業年度	1,622,335	8,078	0.50
	当事業年度	3,630,464	6,575	0.18

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 資金調達勘定のうち社債については、額面金額を上回る発行価額であり、その差額を利息に含めて処理しているため、利回りがマイナスとなっております。

c 業種別貸出金残高の状況

危機対応円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末(2021年3月31日)現在の貸出金残高は、前事業年度末比3兆2,429億円増加して4兆5,706億円となっております。

d 損害担保残高の状況

危機対応円滑化業務における損害担保契約先は、指定金融機関であり、当事業年度末(2021年3月31日)現在の損害担保契約の補償引受残高は、前事業年度末比1兆4,620億円増加して1兆9,346億円となっております。

(チ) 特定事業等促進円滑化業務

a 収支の状況

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	0
	当事業年度	0
うち資金運用収益	前事業年度	198
	当事業年度	140
うち資金調達費用	前事業年度	198
	当事業年度	140
役務取引等収支	前事業年度	-
	当事業年度	-
うち役務取引等収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うち役務取引等費用	前事業年度	-
	当事業年度	-
その他業務収支	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	-
	当事業年度	-

b 資金運用 / 調達 の 状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	130,660	198	0.15
	当事業年度	126,131	140	0.11
うち貸出金	前事業年度	130,540	198	0.15
	当事業年度	126,012	140	0.11
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	120	0	0.00
	当事業年度	119	0	0.00
資金調達勘定	前事業年度	130,540	198	0.15
	当事業年度	126,012	140	0.11
うち短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	130,540	198	0.15
	当事業年度	126,012	140	0.11

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c 業種別貸出金残高の状況

特定事業等促進円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末(2021年3月31日)現在の貸出金残高は、前事業年度末比113億円減少して1,216億円となっております。

(2) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、業務の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

(3) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

イ 経営成績の分析

(イ) 主な収支

当事業年度は、資金運用収支が前事業年度比33億円増加して1,773億円の黒字、役務取引等収支が前事業年度比9億円増加して12億円の赤字、保険引受収支が前事業年度比7,145億円減少して7,090億円の赤字、その他業務収支が前事業年度比22億円減少して57億円の赤字となりました。政府補給金収入599億円を含めた粗利益は前事業年度比7,073億円減少して4,787億円の赤字となりました。これから営業経費1,278億円を控除した結果、実質業務純益は前事業年度比7,147億円減少して6,065億円の赤字となりました。特別損益などを含めた当期純損失は前事業年度比1兆76億円増加して1兆372億円となりました。

	前事業年度 (2020年3月期)	当事業年度 (2021年3月期)	前事業年度比
資金運用収支(億円)	1,739	1,773	33
資金運用収益(億円)	2,123	2,102	20
資金調達費用(億円)	383	329	54
役務取引等収支(億円)	21	12	9
役務取引等収益(億円)	13	26	12
役務取引等費用(億円)	34	38	3
保険引受収支(億円)	55	7,090	7,145
保険引受収益(億円)	1,948	2,012	63
保険引受費用(億円)	1,893	9,103	7,209
その他業務収支(億円)	35	57	22
その他業務収益(億円)	-	-	-
その他業務費用(億円)	35	57	22
政府補給金収入(億円)	547	599	52
粗利益(億円) (= + + + +)	2,285	4,787	7,073
営業経費(億円)	1,203	1,278	74
実質業務純益(億円)	-	6,065	7,147
その他経常収支(億円)	1,375	4,305	2,929
その他経常収益(億円)	61	46	15
その他経常費用(億円)	1,436	4,351	2,914
経常損失()(億円)	293	10,370	10,077
特別損益(億円)	3	2	0
当期純損失()(億円)	296	10,372	10,076

(ロ) 与信関係費用

当事業年度の貸倒引当金繰入額は、一般貸倒引当金繰入額2,721億円、個別貸倒引当金繰入額1,354億円を合わせて前事業年度比2,926億円増加の4,075億円となりました。貸出金償却119億円、債権売却損等3億円、補償損失引当金繰入額99億円、償却債権取立益8億円を含めて与信関係費用全体としては前事業年度比2,898億円増加して4,289億円となりました。

	前事業年度 (2020年3月期)	当事業年度 (2021年3月期)	前事業年度比
貸倒引当金繰入額(億円)	1,149	4,075	2,926
一般貸倒引当金繰入額(億円)	201	2,721	2,519
個別貸倒引当金繰入額(億円)	947	1,354	407
貸出金償却(億円)	143	119	23
債権売却損等(億円)	12	3	9
補償損失引当金繰入額(億円)	95	99	3
償却債権取立益(億円)	9	8	0
与信関係費用(億円) (= + + + -)	1,391	4,289	2,898

ロ 財政状態の分析

(イ) 貸出金

当事業年度末の貸出金残高は、28兆9,457億円となり、前事業年度末と比較して12兆2,647億円の増加となりました。

業務勘定別では、国民一般向け業務が前事業年度末比5兆6,868億円増加して12兆7,204億円、農林水産業者向け業務が前事業年度末比3,136億円増加して3兆4,165億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が前事業年度末比3兆326億円増加して8兆1,164億円、中小企業者向け証券化支援買取業務及び信用保険等業務が前事業年度末及び当事業年度末とも貸出金残高はなく、危機対応円滑化業務が前事業年度末比3兆2,429億円増加して4兆5,706億円、特定事業等促進円滑化業務が前事業年度末比113億円減少して1,216億円となっております。

	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
貸出金残高(末残)(億円)	166,809	289,457	122,647
うちリスク管理債権(億円)	11,248	14,520	3,272

リスク管理債権の状況

a 国民一般向け業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	49	41	7
延滞債権額(億円)	1,045	1,162	117
3カ月以上延滞債権額(億円)	0	0	0
貸出条件緩和債権額(億円)	4,145	3,895	249
合計(億円)	5,240	5,101	139

貸出金残高(未残)(億円)	70,336	127,204	56,868
貸出金残高比(%)	7.45	4.01	3.44

b 農林水産業者向け業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	12	6	6
延滞債権額(億円)	535	774	238
3カ月以上延滞債権額(億円)	7	3	4
貸出条件緩和債権額(億円)	191	687	495
合計(億円)	747	1,471	724

貸出金残高(未残)(億円)	31,028	34,165	3,136
貸出金残高比(%)	2.41	4.31	1.90

c 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	29	38	8
延滞債権額(億円)	4,513	6,810	2,296
3カ月以上延滞債権額(億円)	-	-	-
貸出条件緩和債権額(億円)	718	1,099	381
合計(億円)	5,261	7,948	2,687

貸出金残高(未残)(億円)	50,837	81,164	30,326
貸出金残高比(%)	10.35	9.79	0.56

d 中小企業者向け証券化支援買取業務

2020年3月31日現在及び2021年3月31日現在において貸出金の残高がありません。

e 信用保険等業務

2020年3月31日現在及び2021年3月31日現在において貸出金の残高がありません。

f 危機対応円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	-	-	-
延滞債権額(億円)	-	-	-
3カ月以上延滞債権額(億円)	-	-	-
貸出条件緩和債権額(億円)	-	-	-
合計(億円)	-	-	-

貸出金残高(未残)(億円)	13,277	45,706	32,429
貸出金残高比(%)	-	-	-

g 特定事業等促進円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	-	-	-
延滞債権額(億円)	-	-	-
3カ月以上延滞債権額(億円)	-	-	-
貸出条件緩和債権額(億円)	-	-	-
合計(億円)	-	-	-

貸出金残高(未残)(億円)	1,329	1,216	113
貸出金残高比(%)	-	-	-

(ロ) 証券化支援

証券化支援保証業務につきましては、前事業年度に引き続き実施されたCLO(貸付債権担保証券)の組成において、機関投資家向けに販売されるCLOの一部に保証を付したこと、また、スタンドバイ・クレジット制度の取扱いにより、当事業年度末の保証債務残高が前事業年度末と比較して33億円増加して、229億円となっております。なお、CLOの組成に関する保証債務残高は29億円増加して178億円、スタンドバイ・クレジット制度の保証債務残高は3億円増加して、50億円となっております。

証券化支援買取業務につきましては、保有するCLOの償還が進んだことに伴い、社債残高は前事業年度末と比較して45億円減少して、129億円となっております。

なお、信託受益権(その他の証券)残高は前事業年度末と同様に0円となっております。

(ハ) 信用保険

当事業年度末の保険引受残高は42兆4,161億円となり、保険引受の増加により、前事業年度末と比較して21兆1,712億円の増加となっております。

(二) 政府からの補給金及び出資金

前事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が241億円、農林水産業者向け業務が160億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が143億円、危機対応円滑化業務が1億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で547億円となっております。

また、前事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が572億円、農林水産業者向け業務が28億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が681億円、信用保険等業務が639億円、危機対応円滑化業務が0億円、当公庫全体で1,922億円となっております。

当事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が199億円、農林水産業者向け業務が256億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が141億円、危機対応円滑化業務が1億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で599億円となっております。

また、当事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が1兆7,740億円、農林水産業者向け業務が224億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が8,430億円、信用保険等業務が1兆4,517億円、危機対応円滑化業務が264億円、当公庫全体で4兆1,176億円となっております。

(参考) 金融再生法開示債権の状況

当公庫は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号））の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

a 国民一般向け業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	271	235	35
危険債権(億円)	827	971	144
要管理債権(億円)	4,145	3,896	249
合計(A)(億円)	5,244	5,103	141
正常債権(億円)	65,159	122,165	57,005
総与信残高(末残)(億円)	70,404	127,268	56,864
総与信残高比(%)	7.45	4.01	3.44
貸倒引当金(B)(億円)	705	729	24
引当率(B/A×100)(%)	13.45	14.30	0.85

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

b 農林水産業者向け業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	38	21	16
危険債権(億円)	511	760	249
要管理債権(億円)	199	690	491
合計(A)(億円)	748	1,472	724
正常債権(億円)	30,386	32,792	2,405

総与信残高(末残)(億円)	31,134	34,265	3,130
総与信残高比(%)	2.40	4.30	1.89

貸倒引当金(B)(億円)	110	172	61
引当率(B/A×100)(%)	14.74	11.70	3.04

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

c 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	99	104	5
危険債権(億円)	4,444	6,745	2,300
要管理債権(億円)	718	1,099	381
合計(A)(億円)	5,262	7,948	2,686
正常債権(億円)	45,802	73,475	27,672

総与信残高(末残)(億円)	51,065	81,424	30,359
総与信残高比(%)	10.30	9.76	0.54

貸倒引当金(B)(億円)	1,541	2,264	722
引当率(B/A×100)(%)	29.30	28.49	0.81

(注) 1. 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

2. 2020年3月末及び2021年3月末の総与信残高は要管理先の求償権で弁済契約を締結したものを含み、合計(A)及び正常債権の合計と相違しております。

d 中小企業者向け証券化支援買取業務

2020年3月31日現在及び2021年3月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

e 信用保険等業務

2020年3月31日現在及び2021年3月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

f 危機対応円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	-	-	-
危険債権(億円)	-	-	-
要管理債権(億円)	-	-	-
合計(A)(億円)	-	-	-
正常債権(億円)	13,279	45,708	32,429

総与信残高(末残)(億円)	13,279	45,708	32,429
総与信残高比(%)	-	-	-

貸倒引当金(B)(億円)	-	-	-
引当率(B/A×100)(%)	-	-	-

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

g 特定事業等促進円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	-	-	-
危険債権(億円)	-	-	-
要管理債権(億円)	-	-	-
合計(A)(億円)	-	-	-
正常債権(億円)	1,330	1,216	113

総与信残高(末残)(億円)	1,330	1,216	113
総与信残高比(%)	-	-	-

貸倒引当金(B)(億円)	-	-	-
引当率(B/A×100)(%)	-	-	-

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

八 キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、信用保険等業務の減少などにより前事業年度比2兆5,700億円減少して2兆3,882億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、国民一般向け業務の増加などにより前事業年度比72億円増加して35億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、国民一般向け業務の増加などにより前事業年度比3兆9,249億円増加して4兆1,164億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比1兆7,247億円増加して2兆3,100億円となりました。

(イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月期)	当事業年度 (2021年3月期)	前事業年度比増減
国民一般向け業務	232,488	881,001	1,113,489
農林水産業者向け業務	17,221	4,751	21,973
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	32,804	245,203	278,008
中小企業者向け証券化支援買取業務	5,924	8,832	14,757
信用保険等業務	64,540	1,246,572	1,182,031
危機対応円滑化業務	7,667	11,408	3,740
特定事業等促進円滑化業務	23	1	21
合計	181,764	2,388,267	2,570,032

(ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月期)	当事業年度 (2021年3月期)	前事業年度比増減
国民一般向け業務	5,946	1,686	4,259
農林水産業者向け業務	3,235	2,249	985
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,837	3,535	1,698
中小企業者向け証券化支援買取業務	652	4,504	3,852
信用保険等業務	357	415	58
危機対応円滑化業務	22	104	82
特定事業等促進円滑化業務	8	12	4
合計	10,754	3,500	7,253

(八) 財務活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月期)	当事業年度 (2021年3月期)	前事業年度比増減
国民一般向け業務	56,714	1,773,325	1,716,610
農林水産業者向け業務	2,814	22,331	19,517
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	68,028	842,759	774,730
中小企業者向け証券化支援買取業務	38	76	38
信用保険等業務	63,877	1,451,659	1,387,782
危機対応円滑化業務	67	26,424	26,357
特定事業等促進円滑化業務	0	0	0
合計	191,463	4,116,423	3,924,959

(二) 現金及び現金同等物の残高

(単位：百万円)

	前事業年度末 (2020年3月末)	当事業年度末 (2021年3月末)	前事業年度末比増減
国民一般向け業務	335,150	1,225,787	890,637
農林水産業者向け業務	30,726	55,559	24,833
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	162,934	757,003	594,069
中小企業者向け証券化支援買取業務	16,381	11,976	4,404
信用保険等業務	35,499	240,170	204,670
危機対応円滑化業務	4,410	19,321	14,911
特定事業等促進円滑化業務	225	210	14
合計	585,327	2,310,030	1,724,702

二 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当公庫は、国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対して、種々の手法により、政策金融を的確に実施するため、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などによる安定的な長期資金の調達を行っており、短期借入金に過度に依存しておりません。

コロナ禍においては、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付金額が増加しておりますが、手元資金を十分に確保するとともに、短期借入金に過度に依存することなく、安定的な長期資金での調達を行っております。また、政策金融機関としての業務の実施に際し貸倒れなどの各種のリスク発生が想定されることから、政府から出資金等の予算措置が講じられております。

当事業年度における資金調達額は、財政融資資金によるものが14兆3,149億円（前事業年度比11兆1,084億円増加）、政府保証債の発行によるものが2,000億円（同1,550億円増加）、財投機関債の発行によるものが2,600億円（同550億円増加）、政府からの出資金によるものが4兆1,176億円（同3兆9,254億円増加）などであり、その主要な用途は、貸出金等の長期的投融资資金及び業務運営上の経費支払等の運転資金であります。

なお、資金の流動性につきまして、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、当期首比1兆7,247億円増加して2兆3,100億円となりました。

ホ 重要な会計上の見積り

当公庫の財務諸表で採用する重要な会計上の見積りは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

2021年3月期における設備投資等の概要は、以下のとおりであります。

(1) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業務	設備投資の総額	目的及び内容
国民一般向け業務	3,944	情報システム関連投資等
農林水産業者向け業務	1,963	情報システム関連投資等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	3,286	情報システム関連投資等
中小企業者向け証券化支援買取業務	-	-
信用保険等業務	542	情報システム関連投資等
危機対応円滑化業務	108	情報システム関連投資等
特定事業等促進円滑化業務	15	情報システム関連投資等
計	9,860	

(2) 処分(売却及び除却)した設備の総額

(単位：百万円)

業務	処分(売却及び除却)した設備の総額	目的及び内容
国民一般向け業務	131	不動産等
農林水産業者向け業務	0	什器
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	5	不動産等
中小企業者向け証券化支援買取業務	-	-
信用保険等業務	0	什器
危機対応円滑化業務	-	-
特定事業等促進円滑化業務	-	-
計	137	

2 【主要な設備の状況】

2021年3月末における当公庫の主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 国民一般向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	205,592	64,485	28,594	560	93,640	4,429 [975]

- (注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。
2. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

(2) 農林水産業者向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	55,755	24,933	7,534	72	32,540	859 [112]

- (注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。
2. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	87,111	35,701	11,168	187	47,057	1,624 [312]

- (注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。
2. 従業員数については、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の合計の人数を記載しております。
3. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務

該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	4,698	13,968	3,570	18	17,556	295 [27]

- (注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。
2. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

(6) 危機対応円滑化業務

該当事項はありません。

(7) 特定事業等促進円滑化業務

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

2021年3月末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は、以下のとおりであります。

(1) 国民一般向け業務 新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	21,480	7,338	自己資金		

(2) 農林水産業者向け業務 新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	5,919	3,510	自己資金		

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務 新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	8,609	3,597	自己資金		

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務 該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務 新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	2,006	656	自己資金		

(6) 危機対応円滑化業務 新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	情報システム	180	119	自己資金		

(7) 特定事業等促進円滑化業務
新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	情報システム	19	16	自己資金		

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,285,584,430,964
計	46,285,584,430,964

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,647,129,107,741	14,647,129,107,741	非上場	権利内容になんら限定のない 当公庫における標準的な株式 であります。なお、単元株制 度は採用しておりません。
計	14,647,129,107,741	14,647,129,107,741	-	-

- (注) 1. 公庫法第3条の規定に基づき、当公庫の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。
2. 統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は公庫法附則第8条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、2008年10月1日付けで当公庫に現物出資しており、同法附則第12条の規定に基づき取得した株式(3,170,981,407,741株)を日本国政府に無償譲渡しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
2016年 5月18日 (注) 23.	1,291,000,000,000	9,806,473,257,741	-	3,904,645	-	1,930,384
2016年 6月24日 (注) 2.	5,356,000,000 4,081,000,000 4,800,000,000 64,900,000,000 1,068,000,000	9,886,678,257,741	5,356 4,081 4,800 - 1,068	3,919,950	- - - 64,900 -	1,995,284
2016年 11月11日 (注) 3.	42,081,000,000 1,659,850,000 31,600,000,000 20,200,000,000 10,800,000,000	9,993,019,107,741	42,081 1,659 31,600 - 10,800	4,006,091	- - - 20,200 -	2,015,484
2017年 1月20日 (注) 4.	8,428,000,000 7,700,000,000	10,009,147,107,741	8,428 7,700	4,022,219	- -	2,015,484
2017年 3月27日 (注) 5.	2,900,000,000 36,000,000,000	10,048,047,107,741	2,900 36,000	4,061,119	- -	2,015,484
2017年 6月29日 (注) 6.	4,081,000,000 54,000,000,000 68,000,000	10,106,196,107,741	4,081 - 68	4,065,268	- 54,000 -	2,069,484
2018年 1月25日 (注) 7.	3,855,000,000 3,300,000,000	10,113,351,107,741	3,855 3,300	4,072,423	- -	2,069,484
2018年 3月27日 (注) 8.	10,998,000,000 41,500,000,000	10,165,849,107,741	10,998 41,500	4,124,921	- -	2,069,484
2018年 6月28日 (注) 9.	60,000,000 50,700,000,000 68,000,000	10,216,677,107,741	60 - 68	4,125,049	- 50,700 -	2,120,184
2018年 12月21日 (注) 10.	22,166,000,000 350,000,000 10,300,000,000 49,700,000,000	10,299,193,107,741	22,166 350 10,300 -	4,157,865	- - - 49,700	2,169,884
2019年 1月24日 (注) 11.	3,633,000,000 1,400,000,000	10,304,226,107,741	3,633 1,400	4,162,898	- -	2,169,884
2019年 3月28日 (注) 12.	3,000,000,000 30,000,000,000	10,337,226,107,741	3,000 30,000	4,195,898	- -	2,169,884
2019年 6月27日 (注) 13.	60,000,000 46,200,000,000 68,000,000	10,383,554,107,741	60 - 68	4,196,026	- 46,200 -	2,216,084

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
2020年 1月23日 (注) 14.	2,829,000,000 1,000,000,000	10,387,383,107,741	2,829 1,000	4,199,855	- -	2,216,084
2020年 3月26日 (注) 15.	17,339,000,000 2,832,000,000 43,852,000,000 13,000,000,000	10,464,406,107,741	17,339 2,832 43,852 -	4,263,878	- - - 13,000	2,229,084
2020年 3月27日 (注) 16.	37,042,000,000 23,300,000,000 4,700,000,000	10,529,448,107,741	37,042 23,300 -	4,324,220	- - 4,700	2,233,784
2020年 6月9日 (注) 17.	573,513,000,000 16,359,000,000 398,000,000,000 43,500,000,000 10,576,000,000	11,571,396,107,741	573,513 16,359 398,000 - 10,576	5,322,668	- - - 43,500 -	2,277,284
2020年 7月13日 (注) 18.	1,206,200,000,000	12,777,596,107,741	-	5,322,668	1,206,200	3,483,484
2020年 10月8日 (注) 19.	1,676,000,000 800,000,000 900,000,000	12,780,972,107,741	1,676 800 -	5,325,144	- - 900	3,484,384
2021年 1月14日 (注) 20.	221,853,000,000 3,694,000,000 47,800,000,000 700,000,000	13,055,019,107,741	221,853 3,694 47,800 700	5,599,191	- - - -	3,484,384
2021年 3月25日 (注) 21.	1,476,000,000 400,000,000	13,056,895,107,741	1,476 400	5,601,067	- -	3,484,384
2021年 3月31日 (注) 22.	975,577,000,000 2,407,000,000 396,000,000,000 201,100,000,000 15,150,000,000	14,647,129,107,741	975,577 2,407 396,000 - 15,150	6,990,201	- - - 201,100 -	3,685,484

(注) 1. 資本剰余金には、資本準備金に加え、経営改善資金特別準備金(国民一般向け業務)が含まれております。
2. ~22. については、日本国政府に対する有償株主割当によるものです。当公庫では、公庫法第4条第3項の規定に基づき、日本国政府の出資により増加する資本金及び資本剰余金について業務ごとの経理区分に整理することとされており、上表については業務別の表示をしており、業務ごとの取締役会決議を経て各日付において出資金を受入れております。

なお、株式発行価格はすべて1円であります。資本組入額は信用保険等業務を除き全額であり、信用保険等業務はその全額を資本剰余金(資本準備金)組入れとしております。

2. (国民一般向け業務) 増加株式数: 5,356百万株(割当比率1:0.00054)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 4,081百万株(割当比率1:0.00041)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 4,800百万株(割当比率1:0.00049)
(信用保険等業務) 増加株式数: 64,900百万株(割当比率1:0.0066)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 1,068百万株(割当比率1:0.00011)
3. (国民一般向け業務) 増加株式数: 42,081百万株(割当比率1:0.0042)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 1,659百万株(割当比率1:0.00017)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 31,600百万株(割当比率1:0.0032)
(信用保険等業務) 増加株式数: 20,200百万株(割当比率1:0.0020)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 10,800百万株(割当比率1:0.0011)
4. (国民一般向け業務) 増加株式数: 8,428百万株(割当比率1:0.00084)

(中小企業者向け業務)	増加株式数:	7,700百万株(割当比率1:0.00077)
5.(国民一般向け業務)	増加株式数:	2,900百万株(割当比率1:0.00029)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	36,000百万株(割当比率1:0.0036)
6.(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	4,081百万株(割当比率1:0.00040)
(信用保険等業務)	増加株式数:	54,000百万株(割当比率1:0.0053)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	68百万株(割当比率1:0.0000067)
7.(国民一般向け業務)	増加株式数:	3,855百万株(割当比率1:0.00038)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	3,300百万株(割当比率1:0.00033)
8.(国民一般向け業務)	増加株式数:	10,998百万株(割当比率1:0.0011)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	41,500百万株(割当比率1:0.0041)
9.(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	60百万株(割当比率1:0.0000059)
(信用保険等業務)	増加株式数:	50,700百万株(割当比率1:0.0050)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	68百万株(割当比率1:0.0000067)
10.(国民一般向け業務)	増加株式数:	22,166百万株(割当比率1:0.0022)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	350百万株(割当比率1:0.000034)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	10,300百万株(割当比率1:0.0010)
(信用保険等業務)	増加株式数:	49,700百万株(割当比率1:0.0048)
11.(国民一般向け業務)	増加株式数:	3,633百万株(割当比率1:0.00035)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	1,400百万株(割当比率1:0.00014)
12.(国民一般向け業務)	増加株式数:	3,000百万株(割当比率1:0.00029)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	30,000百万株(割当比率1:0.0029)
13.(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	60百万株(割当比率1:0.0000058)
(信用保険等業務)	増加株式数:	46,200百万株(割当比率1:0.0044)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	68百万株(割当比率1:0.0000065)
14.(国民一般向け業務)	増加株式数:	2,829百万株(割当比率1:0.00027)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	1,000百万株(割当比率1:0.000096)
15.(国民一般向け業務)	増加株式数:	17,339百万株(割当比率1:0.0017)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	2,832百万株(割当比率1:0.00027)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	43,852百万株(割当比率1:0.0042)
(信用保険等業務)	増加株式数:	13,000百万株(割当比率1:0.0012)
16.(国民一般向け業務)	増加株式数:	37,042百万株(割当比率1:0.0035)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	23,300百万株(割当比率1:0.0022)
(信用保険等業務)	増加株式数:	4,700百万株(割当比率1:0.00045)
17.(国民一般向け業務)	増加株式数:	573,513百万株(割当比率1:0.050)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	16,359百万株(割当比率1:0.0014)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	398,000百万株(割当比率1:0.034)
(信用保険等業務)	増加株式数:	43,500百万株(割当比率1:0.0038)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	10,576百万株(割当比率1:0.00091)
18.(信用保険等業務)	増加株式数:	1,206,200百万株(割当比率1:0.094)
19.(国民一般向け業務)	増加株式数:	1,676百万株(割当比率1:0.00013)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	800百万株(割当比率1:0.000063)
(信用保険等業務)	増加株式数:	900百万株(割当比率1:0.000070)
20.(国民一般向け業務)	増加株式数:	221,853百万株(割当比率1:0.017)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	3,694百万株(割当比率1:0.00028)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	47,800百万株(割当比率1:0.0037)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	700百万株(割当比率1:0.000054)
21.(国民一般向け業務)	増加株式数:	1,476百万株(割当比率1:0.00011)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	400百万株(割当比率1:0.000031)
22.(国民一般向け業務)	増加株式数:	975,577百万株(割当比率1:0.067)
(農林水産業者向け業務)	増加株式数:	2,407百万株(割当比率1:0.00016)
(中小企業者向け業務)	増加株式数:	396,000百万株(割当比率1:0.027)
(信用保険等業務)	増加株式数:	201,100百万株(割当比率1:0.014)
(危機対応円滑化業務)	増加株式数:	15,150百万株(割当比率1:0.0010)

23. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成28年法律第41号）附則第4条第1項の規定に基づき、政府から当公庫の株式（1,291,000百万株）を無償譲渡され、また、2016年5月17日開催の取締役会において、同条第2項及び会社法第178条の規定に基づき、当該株式を消却することを決議し、2016年5月18日付けで当該株式を消却しております。

24. 本書提出日現在の業務別の状況は以下のとおりであります。

	発行済株式総数残高 (株)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金残高 (百万円)
国民一般向け業務	3,179,238,000,000	2,997,738	181,500
農林水産業者向け業務	424,823,700,000	424,823	-
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	2,546,937,000,000	2,546,937	-
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000	24,476	-
信用保険等業務	7,475,427,407,741	-	3,503,984
危機対応円滑化業務	995,960,000,000	995,960	-
特定事業等促進円滑化業務	267,000,000	267	-

(注) 1. 業務別に区分する当公庫の発行済株式は、すべて同一の普通株式であります。

2. 上記発行済株式に加えて、2021年6月3日開催の取締役会において、日本国政府（財務大臣）に対する46,728百万株の有償株主割当を決議しており、2021年6月29日付けで払込を完了し、128百万円を資本組入れ、46,600百万円を資本剰余金（資本準備金）組入れする予定です。

(農林水産業者向け業務) 増加株式数： 60百万株（割当比率1：0.0000041）

(信用保険等業務) 増加株式数： 46,600百万株（割当比率1：0.0032）

(危機対応円滑化業務) 増加株式数： 68百万株（割当比率1：0.0000046）

(5) 【所有者別状況】

(2021年 3月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	4	-	-	-	-	-	-	4	-
所有株式数(株)	14,647,129,107,741	-	-	-	-	-	-	14,647,129,107,741	-
所有株式数の割合(%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 1. 定款において1単元の株式数の定めはありません。

2. 上記発行済株式に加えて、2021年6月3日開催の取締役会決議により、2021年6月29日付けで日本国政府(財務大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

(6) 【大株主の状況】

(2021年 3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	14,306,414,107,741	97.67
経済産業大臣	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	295,180,000,000	2.02
農林水産大臣	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	40,271,000,000	0.27
厚生労働大臣	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号	5,264,000,000	0.04
計	-	14,647,129,107,741	100.00

(注) 上記発行済株式に加えて、2021年6月3日開催の取締役会決議により、2021年6月29日付けで日本国政府(財務大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(2021年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の個数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,647,129,107,741	14,647,129,107,741	株主として権利内容になんら限定のない株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 14,647,129,107,741	-	-
総株主の議決権	-	14,647,129,107,741	-

(注) 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の個数としております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当公庫は、公庫法第47条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していません。

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの業務勘定において会社法第446条を準用することとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。

零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分は 又は のほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

なお、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定において2020年6月24日に76百万円の国庫納付を実施しており、また、2021年6月24日に75百万円の国庫納付を実施しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

イ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当公庫は、政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営に努めるとともに、経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。

「透明性・公正性・迅速性」を実現するために、外部からの評価・審査（評価・審査委員会）並びに内部及び外部の監査（内部監査部署、監査役会、会計監査人）を受ける態勢を構築しております。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しております。

<基本理念>

政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

ガバナンスを重視します。

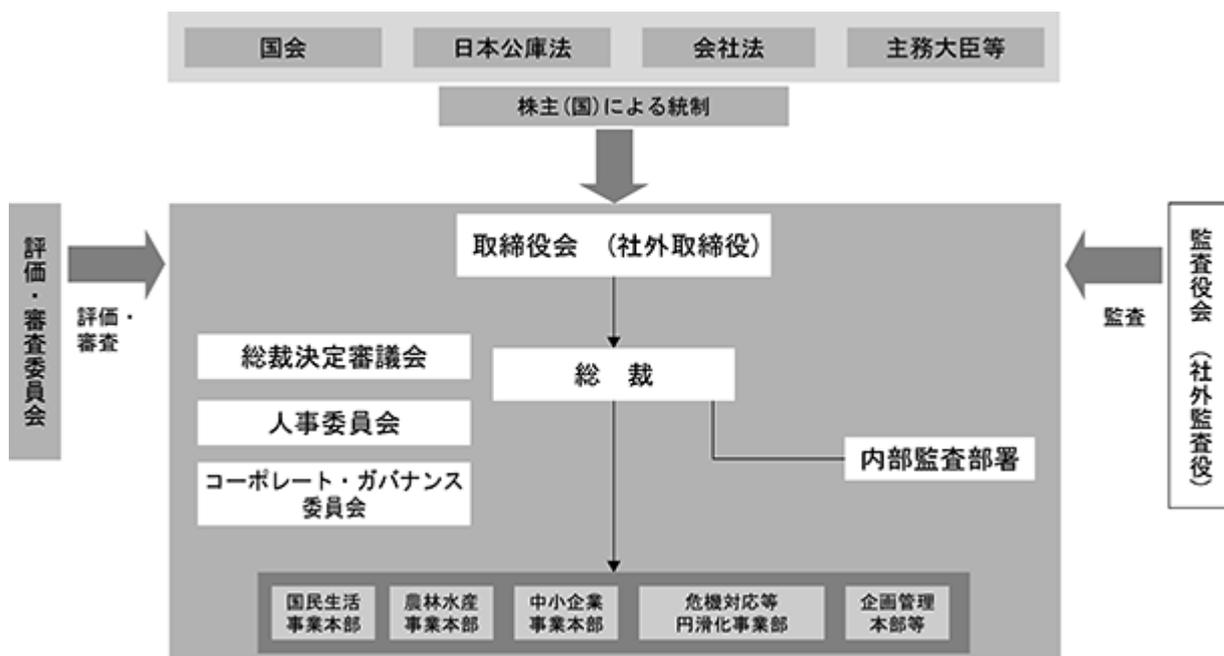
高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

ロ 会社の機関及びその他のコーポレート・ガバナンス体制の内容

当公庫は、一般の株式会社とは異なり、特別の法律（公庫法）に基づき設立された株式会社です。

国による強い統制を受けるという特殊性を踏まえつつ、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、以下の体制を構築しております。



(イ) 取締役会及び取締役

取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を、意思決定の透明性確保と業務執行を担う取締役への監督・牽制を目的に社外取締役としております。

(ロ) 監査役会及び監査役

当公庫は、監査役会を設置しております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成しております。監査役は、毎月1回程度、監査役会を開催し、監査に関する審議や主な監査活動の報告等を行っております。社外監査役は、会社執行役員経験者、公認会計士、会社役員経験者としての高い見識に基づいた発言を行っております。

(ハ) 総裁決定審議会

総裁の諮問により当公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しております。総裁決定審議会は、当公庫の関係役員で構成し、毎月2回程度開催しております。

(ニ) 人事委員会

役職員に関する重要事項及び懲戒に関する事項を審議しております。人事委員会は、当公庫の関係役員で構成し、審議事項発生の都度、開催しております。

(ホ) 評価・審査委員会

政策目的に沿って事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っております。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しております。

評価・審査委員会は、外部の有識者及び社外取締役で構成し、業務及び運営に関する評価・審査の基準及び結果は、外部に公表しております。

(ヘ) コーポレート・ガバナンス委員会

当公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めております。また、事業本部等(注)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしております。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しております。

6つの重点分野に関する事項のうち、当公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議するため、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。コーポレート・ガバナンス委員会は、当公庫の総裁以下役員6名で構成しております。

(注) 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部及び企画管理本部等をいいます。

八 内部管理上の重点6分野

コンプライアンス

当公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しております。

(イ) コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しております。

(ロ) 内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを当公庫内及び弁護士事務所に設置しております。

(ハ) 反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、当公庫に対する公共の信頼を維持し、当公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しております。

(ニ) インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しております。

リスク管理

当公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含みます。）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含みます。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

(イ) 国民一般向け業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務では、業務の特性を踏まえた「統合的リスク管理規則（国民）」を定め、業務上発生しうる様々なリスクを適切に管理する体制を整備しております。

具体的には、業務上認識すべきリスクを、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のカテゴリーに区分して個別のリスクを所管する部署を定めるとともに、リスク管理部を統合的リスク管理部署と定めて管理しています。個別のリスクの所管部署及びリスク管理部は、リスク管理の状況や必要な措置について事業本部長を議長とした「国民生活事業本部運営会議」で報告・審議するなど、全体のリスクの把握や管理を適切に行うよう努めております。また、事業本部運営会議での審議を踏まえ、リスク管理の態勢や具体的な方法について適宜見直しを行っております。

b 信用リスク管理

当業務では、(a) 個別与信管理、(b) 自己査定、及び(c) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(a) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(b) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(c) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積した信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、小口分散されているという当業務のポートフォリオの特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでいます。

c 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d 流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。
また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等について管理担当部を定め、これらのリスクを含め、オペレーショナル・リスク統括部署をリスク管理部として、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

(ロ) 農林水産業者向け業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務は、国の農林漁業政策に基づく長期の設備資金等の融資を取り扱っており、当業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていくことが必要であると認識しております。

従って、当業務は、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（農林）を制定しております。同規則の中で、当業務が政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、計量化するリスク及び計量化しないリスクも含め当業務が損失を被るリスクを総合的に管理することを定めております。

具体的には、リスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）ごとに管理部署を定め、当業務に設置している農林水産事業本部運営会議に各リスクの管理状況の報告等を行い、リスクに関する重要事項を集約することにより、総合的にリスク管理する態勢としております。

b 信用リスク管理

当業務は、(a)個別与信管理、(b)信用格付、(c)自己査定、及び(d)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(a) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、お客さまの経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(b) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念されるお客さまを早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(c) 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(d) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

c 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d 流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。
また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等についても、各リスク管理担当部を定め、適切なリスク管理に努めております。

(八) 中小企業者向け業務及び信用保険等業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が行う金融を補完してその供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うもののほか、中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、外国関係法人等に対する貸付け、公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするもの、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行っております。

当業務を行うにあたっては、政策金融機関としての健全性を確保するため、統合的リスク管理規則及び同細則を制定し、当業務が管理するリスクの種類及びその内容並びにその所管部室を明らかにしてリスク管理に対する組織としての基本姿勢と役職員の責務を明らかにしております。リスク管理の状況については、各リスク管理部署が中小企業事業本部最高リスク管理責任者(CRO)へ報告を行うとともに、統合的リスク管理部署が集約し、総合的にリスクを管理する態勢を整備しております。また、リスクを総合的に評価・管理するために、主要なリスクについては、ストレス・テストを実施しております。

b 信用リスク管理

当業務は、(a)個別与信管理、(b)信用格付、(c)自己査定、(d)信用リスク計量化、及び(e)証券化支援業務における信用リスク管理により、信用リスクを適切に管理しております。

(a) 個別与信管理

融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

(b) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(c) 自己査定

融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(d) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(e) 証券化支援業務における信用リスク管理

証券化支援業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやC R D (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行います。公庫が保有または保証を付しているC L O (貸付債権担保証券) については、外部格付の利用またはモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しています。

c 信用保険引受リスク管理

信用保険等業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオや保険事故の状況など信用保険引受リスクの状況を定期的にモニタリングしております。また、長年にわたり蓄積された信用保険引受に関するデータを活用し、信用保険引受リスクの計量モデルを構築しており、信用保険引受リスクの数量的な計測及び分析を行っております。

d 市場リスク管理

(a) 中小企業者向け業務が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(b) 信用保険等業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

e 流動性リスク管理

(a) 中小企業者向け業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(b) 信用保険等業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

f オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。
また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等を含め、オペレーショナル・リスク統括部署であるリスク管理部の下に各リスク管理担当部を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

(二) 危機対応等円滑化業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、政府機関として政策目的実現のための金融を業務としており、これらの業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていることが必要であります。

具体的には、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（危対・企管）を制定して統合的リスク管理を行っております。

b 信用リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

c 流動性リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しております。

d オペレーショナル・リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務においては、直接的、間接的に様々なオペレーショナル・リスクが存在し、このようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針であります。

特に、事務リスクについては、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

情報資産の保存及び管理

当公庫では、セキュリティポリシー、プライバシーポリシー及び特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を定め公表するとともに、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しております。また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の規定に基づき、文書の管理を適切に行っております。

緊急時対策その他の危機管理

当公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しております。また、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画（BCP）を策定しております。

お客さまサービスの向上

当公庫では、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めております。

職場環境の向上

当公庫では、職場環境等に関する課題の把握及び今後の対策検討等への活用を目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っております。本調査によって得た職員の意見等を職場環境の向上等に積極的に役立てております。

二 内部統制基本方針

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第1条 公庫は、取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。

3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直屬して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。

3 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。

4 内部監査部署は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

5 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)

第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 公庫は、前2条を遵守するほか、監査役の職務を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

第10条 公庫は、前条第2項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利な取扱いをしてはならない。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第11条 公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第12条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。

5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

ホ 取締役に関する事項

取締役の定数

当公庫の取締役は、18名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

公庫法第6条の規定により、当公庫の取締役の選解任の決議は、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣）の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

社外取締役及び監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当公庫は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役及び監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を、社外取締役及び監査役と締結しております。

へ 役員報酬の内容

2020年4月1日から2021年3月31日までににおける当公庫の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

- (イ) 取締役に対する報酬等 328百万円 (うち社外取締役 18百万円)
(ロ) 監査役に対する報酬等 48百万円 (うち社外監査役 32百万円)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額24百万円(取締役21百万円、監査役2百万円)が含まれております。
3. 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額17百万円(取締役15百万円、監査役2百万円)を計上しております。
4. 報酬等の額以外に、2020年6月18日開催の第12回定時株主総会の決議及び2020年11月4日開催の臨時株主総会の決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
- | | | |
|-------|----|-------|
| 退任取締役 | 3名 | 28百万円 |
| 退任監査役 | 1名 | 5百万円 |

(2) 【役員の状況】

イ 役員の状況

男性20名、女性2名(役員のうち女性の比率 9.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役総裁	田中 一穂	1955年10月8日生	1979年4月 大蔵省入省 2011年8月 財務省理財局長 2012年8月 同 主税局長 2014年7月 同 主計局長 2015年7月 同 事務次官 2016年10月 東京海上日動火災保険株式会社顧問 2017年12月 当公庫代表取締役総裁(現職)	(注)1.	-
代表取締役副総裁 総裁補佐 並びに 危機対応等円滑化業務部 及び 総合研究所	岩間 邦彦	1956年8月21日生	1980年4月 中小企業金融公庫入庫 2008年10月 当公庫総裁室特命参事役 2009年1月 同 総裁室副室長 2010年4月 同 企画管理本部コーポレート・ガバナンス部長 2010年8月 同 さいたま支店中小企業事業統轄 2011年5月 同 さいたま支店長兼中小企業事業統轄 2012年4月 同 中小企業事業本部事業企画部長 2013年6月 同 特別参与 2016年6月 同 常務取締役 2020年11月 同 代表取締役副総裁(現職)	(注)1.	-
代表取締役専務取締役 農林水産事業本部長	新井 毅	1963年3月25日生	1985年4月 農林水産省入省 2009年7月 林野庁国有林野部管理課長 2011年8月 農林水産省大臣官房文書課長 2013年5月 同 大臣官房総務課長 2014年7月 同 農林水産技術会議事務局研究総務官 2016年4月 同 大臣官房付兼内閣審議官(内閣官房副長官補付)兼内閣府事務官(内閣府本府地方創生推進室次長)兼内閣府事務官(内閣府地方創生推進事務局審議官) 2016年7月 同 農村振興局農村政策部長 2017年7月 近畿農政局長 2018年6月 農林水産省大臣官房付 2018年6月 当公庫代表取締役専務取締役・農林水産事業本部長(現職)	(注)1.	-
代表取締役専務取締役 中小企業事業本部長	吉野 恭司	1965年1月3日生	1987年4月 通商産業省入省 2007年7月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 2009年8月 旭硝子株式会社(官民交流法派遣) 2011年6月 経済産業省大臣官房付 2011年7月 資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長 2012年12月 経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長 2014年7月 同 大臣官房審議官(エネルギー・環境担当) 2015年7月 資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官 2016年6月 中小企業庁事業環境部長 2017年4月 同 次長 2018年7月 同 長官官房中小企業政策統括調整官 2019年1月 当公庫代表取締役専務取締役・中小企業事業本部長(現職)	(注)1.	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役専務取締役 国民生活事業本部長	富山 一成	1964年3月15日生	1987年4月 大蔵省入省 2009年7月 財務省主計局主計官(国土交通、環境係担当) 2009年9月 同 財務大臣秘書官事務取扱 2011年9月 同 主計局調査課長兼内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)兼内閣官房社会保障改革担当室参事官 2012年7月 同 主計局主計官(内閣、復興、外務、経済協力係担当) 2013年6月 同 理財局財政投融资総括課長 2014年7月 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)兼内閣官房まち・ひと・しごと創生本部設立準備室参事官 2014年9月 同 内閣参事官(内閣官房副長官補付)兼内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 2015年7月 財務省理財局総務課長 2016年6月 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)兼内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 2017年7月 財務省理財局次長 2020年7月 横浜税関長 2021年6月 当公庫代表取締役専務取締役・国民生活事業本部長(現職)	(注)2.	-
専務取締役 企画管理本部長 兼 企画管理本部 総務・企画部門長	小野 洋太	1964年12月18日生	1989年4月 通商産業省入省 2008年7月 資源エネルギー庁長官官房国際課長 2010年11月 国際原子力開発株式会社(官民交流法派遣) 2012年6月 経済産業省貿易経済協力局貿易保険課長 2014年6月 同 貿易経済協力局通商金融・経済協力課長 2015年7月 資源エネルギー庁長官官房国際資源エネルギー戦略統括調整官 2017年7月 同 資源・燃料部長 2018年7月 財務省大臣官房参事官(副財務官、関税局・国際局担当) 2020年7月 資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官兼大臣官房エネルギー・環境・イノベーション政策統括調整官 2021年6月 当公庫専務取締役・企画管理本部長(現職)	(注)2.	-
常務取締役 国民生活事業本部 生活衛生部門長	片岡 佳和	1963年2月26日生	1985年4月 厚生省入省 2008年10月 社会保険庁運営部サービス推進課長 2009年12月 厚生労働省大臣官房付 2010年1月 日本年金機構本部財務部長 2011年3月 同 経営企画部長 2011年7月 厚生労働省医政局国立病院課長 2012年9月 同 老健局総務課長 2013年7月 人事院人材局交流派遣専門員 2014年5月 厚生労働省大臣官房付 2015年7月 厚生労働省大臣官房付(併:年金局) 2015年10月 日本年金機構本部審議役 2016年9月 国民年金基金連合会審議役 2017年7月 中国四国厚生局長 2018年6月 厚生労働省大臣官房付 2018年6月 当公庫常務取締役(現職)	(注)1.	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役 国民生活事業本部 営業部門長	若井 克之	1958年1月1日生	1981年4月 国民金融公庫入庫 2008年10月 当公庫大阪支店国民生活事業副事業統轄 2010年4月 同 国民生活事業本部北近畿地区総括 2012年4月 同 審査企画部長 2013年4月 同 事業企画部長 2015年4月 同 国民生活事業本部長付 2015年6月 同 特別参与 2016年6月 同 取締役 2019年6月 同 常務取締役(現職)	(注)1.	-
常務取締役 農林水産事業本部 営業部門長	田口 克幸	1959年4月14日生	1982年4月 農林漁業金融公庫入庫 2008年10月 当公庫農林水産事業本部情報戦略部長 2010年4月 同 帯広支店農林水産事業統轄 2013年4月 同 農林水産事業本部営業推進部長 2014年4月 同 農林水産事業本部長付 2014年6月 同 特別参与 2016年6月 同 取締役 2020年6月 同 常務取締役(現職)	(注)1.	-
常務取締役 中小企業事業本部 営業部門長	丸山 孝則	1959年7月6日生	1982年4月 中小企業金融公庫入庫 2008年10月 当公庫静岡支店長兼中小企業事業統轄 2010年4月 同 危機対応等円滑化業務部長 2012年4月 同 中小企業事業本部営業推進部長 2013年6月 同 事業企画部長 2014年4月 同 地区統轄(中部ブロック)(名古屋支店駐在) 2014年5月 同 東海地区統轄 2015年4月 同 近畿地区統轄 2017年4月 同 中小企業事業本部長付 2017年6月 同 特別参与 2020年11月 同 常務取締役(現職)	(注)3.	-
取締役 企画管理本部 コーポレート・ガバナンス 統括室 及び ITマネジメントオフィス 担当	鈴木 直人	1961年1月27日生	1983年4月 国民金融公庫入庫 2008年7月 国民生活金融公庫八王子支店長 2008年10月 当公庫八王子支店長兼国民生活事業統轄 2010年4月 同 人材開発部副部長 2014年4月 同 人材開発室長 2015年4月 同 事業企画部長 2017年4月 同 国民生活事業本部長付 2018年6月 同 特別参与 2020年6月 同 取締役(現職)	(注)1.	-
取締役 中小企業事業本部 審査部門長	十亀 幹夫	1964年1月25日生	1986年4月 農林漁業金融公庫入庫 2011年5月 当公庫農林水産事業本部企画・統括部副部長 2014年4月 同 人材開発室長 2015年4月 同 名古屋支店農林水産事業統轄 2017年4月 同 東海北陸地区統轄 2019年3月 同 審査部長 2020年5月 同 審査部長兼農林水産事業本部長付 2020年6月 同 取締役(現職)	(注)1.	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 中小企業事業本部 企画管理部門長	間庭 典之	1964年5月10日生	1989年4月 通商産業省入省 2008年6月 外務省在オーストラリア日本国大使館参事官 2011年7月 経済産業省製造産業局車両課長 2012年7月 総務省行政管理局管理官 2014年5月 内閣官房内閣人事局参事官 2014年7月 内閣官房行政改革推進本部事務局参事官 2015年7月 復興庁統括官付参事官 2018年6月 当公庫特別参与 2020年6月 経済産業省大臣官房付 2020年6月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	-
取締役 農林水産事業本部 企画管理部門長	後藤 健二	1965年8月9日生	1988年4月 大蔵省入省 2007年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課長 2009年7月 同 証券取引等監視委員会事務局課徴金・開示検査課長 2010年7月 同 総務企画局参事官(市場業務担当)兼金融庁総務企画局市場業務参事官 2012年7月 同 総務企画局参事官(郵便貯金・保険監督担当)兼金融庁総務企画局郵便貯金・保険監督総括参事官 2013年6月 同 証券取引等監視委員会事務局特別調査課長 2014年7月 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(財政運営基本担当) 2016年6月 財務省大臣官房政策金融課長 2017年7月 仙台国税局長 2018年7月 国税庁調査査察部長 2019年7月 同 長官官房審議官(酒税等担当)兼内閣府知的財産戦略推進事務局次長 2020年7月 福岡国税局長 2021年6月 当公庫取締役(現職)	(注)2.	-
取締役 中小企業事業本部 保険部門長	松岡 裕之	1965年11月27日生	1989年4月 大蔵省入省 2011年7月 人事院事務総局給与局給与第二課長 2013年6月 財務省理財局国庫課長 2015年7月 同 関税局管理課長 2016年6月 同 財務総合政策研究所総務研究部長 2017年7月 同 東京税関総務部長 2018年6月 当公庫特別参与 2021年6月 財務省大臣官房付 2021年6月 当公庫取締役(現職)	(注)2.	-
取締役 国民生活事業本部 審査部門長 (企業支援室を除く。) 並びに 事務統括室 及び 人材開発室担当	渡邊 正博	1961年11月16日生	1984年4月 国民金融公庫入庫 2007年3月 同 総合企画部グループリーダー 2008年10月 当公庫国民生活事業本部リスク管理部グループリーダー 2010年4月 同 高崎支店長兼国民生活事業統轄 2011年8月 同 船橋支店長兼国民生活事業統轄 2014年4月 同 上野支店長兼国民生活事業統轄 2016年4月 同 企画管理本部総務部長 2019年3月 同 国民生活事業本部国民生活事業本部長付 2019年6月 同 特別参与 2021年6月 同 取締役(現職)	(注)2.	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	大谷 邦夫	1956年5月1日生	1980年4月 日本冷蔵株式会社入社 2012年6月 株式会社ニチレイ取締役執行役員CSR本部副本部長、経営監査部・事業経営支援部・総務部・人事部・経理部・広報部担当、経営企画部長兼株式会社ニチレイプロサーヴ代表取締役社長 2013年4月 同 取締役執行役員CSR本部副本部長、経営監査部・事業経営支援部・経営企画部・総務人事部・経理部・広報部担当 2013年6月 同 代表取締役社長CSR本部長 2019年4月 同 代表取締役会長(現職) 2020年6月 当公庫取締役(現職)	(注)1.	-
取締役	栗原 美津枝	1964年4月7日生	1987年4月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)入行 2008年6月 米国スタンフォード大学国際政策研究所客員フェロー 2010年6月 株式会社日本政策投資銀行財務部次長 2011年5月 同 企業金融第4部医療・生活室長 2011年11月 同 企業金融第4部医療・生活室長兼女性起業サポートセンター長 2013年4月 同 企業金融第6部長兼女性起業サポートセンター長 2015年2月 同 常勤監査役 2020年6月 株式会社価値総合研究所代表取締役会長(現職) 2021年6月 当公庫取締役(現職)	(注)2.	-
常勤監査役	上甲 肇祐	1956年9月24日生	1979年4月 国民金融公庫入庫 2008年10月 当公庫国民生活事業本部事業管理部長 2010年8月 同 事業運営部長 2012年4月 同 南近畿地区総括 2013年4月 同 国民生活事業本部長付 2013年6月 同 特別参与 2015年6月 同 取締役 2018年6月 同 常務取締役 2019年6月 同 監査役(現職)	(注)4.	-
常勤監査役	楠美 信泰	1959年1月20日生	1981年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2005年4月 株式会社損害保険ジャパン横浜自動車営業部長 2008年4月 同 静岡支店長 2011年4月 同 執行役員鹿嶋島支店長 2013年4月 同 常務執行役員静岡本部長 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員静岡本部長 2014年4月 NKSJひまわり生命保険株式会社取締役専務執行役員 2016年4月 キヤノンマーケティングジャパン株式会社常勤監査役 2020年6月 当公庫監査役(現職)	(注)5.	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	山田 雄一	1954年 3月25日生	1984年10月 監査法人朝日会計社入社 2010年 6月 有限責任あずさ監査法人理事第4事業部長 2011年 7月 同 理事第2事業部長兼企業成長支援本部長 2011年 9月 同 理事副東京事務所長 2015年 7月 同 東京社員会議長 2016年 6月 当公庫監査役(現職) 2017年 6月 住友金属鉱山株式会社社外監査役(現職) 2019年 6月 公益財団法人矯正協会監事(現職) 2020年 3月 株式会社クボタ社外監査役(現職)	(注) 5.	-
監査役	村田 恒子	1958年 9月27日生	1982年 4月 松下電器産業株式会社入社 2007年 4月 同 理事ホームアプライアンス社 法務・CSR部長 2009年10月 パナソニック株式会社法務本部特命担当理事 2010年 2月 文部科学省生涯学習政策局生涯学習官 2012年 4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター事務局主幹 2013年 7月 パナソニック株式会社リーガル本部特命担当理事 2014年 1月 日本年金機構特命担当理事兼法務・コンプライアンス部長 2015年 4月 同 近畿ブロック本部担当理事兼近畿ブロック本部長 2016年 1月 同 監事 2018年 6月 当公庫監査役(現職) 2018年 6月 株式会社アドバンテスト取締役監査等委員 2019年 6月 株式会社フジクラ取締役監査等委員(現職) 2021年 3月 株式会社ミルボン社外取締役(現職)	(注) 6.	-
計					-

- (注) 1. 任期は、2020年6月18日から2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期は、2021年6月23日から2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は、2020年11月4日から2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、2019年6月19日から2022年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 任期は、2020年6月18日から2023年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 任期は、2018年6月21日から2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 取締役 大谷邦夫及び栗原美津枝は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
8. 監査役 楠美信泰、山田雄一及び村田恒子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

□ 社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当公庫の社外取締役及び社外監査役と当公庫の間には、特別な利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

イ 監査役監査の状況

監査役は4名の体制となっており、うち3名を社外監査役としております。

監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役との定期的な意見交換等を通じて、取締役の執行状況を監査しております。常勤監査役は、各事業本部の主要な会議への出席、重要書類の閲覧、支店往査等の日常的な監査活動を行い、他の監査役と情報の共有を図っております。

なお、監査役のうち社外監査役山田雄一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、毎月開催されております。当事業年度においては、監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役	上甲 肇祐	15回 / 15回
常勤監査役	塩澤 裕晶(注)1.	4回 / 4回
常勤監査役	楠美 信泰(注)2.	11回 / 11回
監査役	山田 雄一	14回 / 15回
監査役	村田 恒子	15回 / 15回

(注) 1. 常勤監査役 塩澤 裕晶は、2020年6月18日に退任しております。

2. 常勤監査役 楠美 信泰は、2020年6月18日に就任しております。

監査役会における主な検討事項としては、監査計画、会計監査人の評価、常勤監査役による職務執行状況の報告等であります。

ロ 内部監査の状況等

(イ) 内部監査の組織、人員及び手続について

当公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しております。

監査部及びシステム監査室は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、当公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っております。

監査に当たっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っております。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることとなります。

このように、内部監査部署による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、当公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることとなります。

2021年3月31日現在の監査部の人員は39名、システム監査室の人員は4名となっております。

(ロ) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携について

監査部及びシステム監査室は、内部監査の効率的な実施のため、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行っております。

八 会計監査の状況

(イ) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(ロ) 継続監査期間

13年

(ハ) 業務を執行した公認会計士

南波 秀哉

岩崎 裕男

秋山 修一郎

(ニ) 監査業務に係る補助者の構成

当公庫の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士22名、その他54名の計76名となっております。

(ホ) 監査公認会計士等の選定方針及び選定理由について

当公庫の監査公認会計士等は、会計監査人と同一であります。

当公庫は、創立総会において、監査品質について妥当であると認められたことから、新日本有限責任監査法人を設立時会計監査人として選任しています。

当公庫の監査役会は、毎期、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬等の見積り根拠等を確認し、検討した結果、監査品質について妥当であるとの意見で全員が一致したので、同監査法人を会計監査人として再任しています。

また、当公庫の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときは、会計監査人の解任を検討します。

加えて、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案の内容を決定します。

(注) 「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。

(ヘ) 監査公認会計士等の異動に関する事項

該当事項はありません。

(ト) 監査役及び監査役会による監査公認会計士等又は会計監査人に対する評価及び内容について

当公庫の監査役会は、会計監査人の評価基準を定め、毎期、会計監査人の評価を行っております。当該基準に基づき評価した結果、会計監査人としての職務は適正に遂行されていると認められます。

(チ) 監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	173	10	173	9

(注) 1. 上記報酬の内容は、当公庫の監査公認会計士等であるEY新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。
2. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務などを委託し、対価を支払っております。

当事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務などを委託し、対価を支払っております。

監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬の内容(を除く)

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	-	41	-	-

(注) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者の提出会社に対する非監査業務の内容

当公庫は、監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「先端技術を活用した業務改革に関するコンサルティング業務」などを委託し、対価を支払っております。

その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

当公庫の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容などを勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

監査役会が監査報酬に同意した理由

当公庫の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬等の見積り根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の監査証明業務に基づく報酬などにつき、監査品質を確保する点からも妥当であるとの意見で全員が一致したので、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって、記載すべき事項はありません。

なお、2020年4月1日から2021年3月31日までにおける当公庫の取締役及び監査役に対する報酬等は、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要へ 役員報酬の内容」をご参照ください。

(5) 【株式の保有状況】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって、記載すべき事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当公庫の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第6条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令（平成22年財務省・経済産業省令第1号）に準拠しております。

2．監査証明について

当公庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

3．連結財務諸表について

当公庫は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	4,401,127	7,403,520
現金	24	20
預け金	4,401,103	7,403,500
有価証券	41,931	37,428
国債	21,180	21,173
社債	17,525	13,010
株式	1,203	1,203
その他の証券	1,187	1,214
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7	2, 3, 4, 5, 6, 7
証書貸付	16,680,995	28,945,758
証書貸付	16,680,995	28,945,758
その他資産	37,882	44,911
前払費用	110	99
未収収益	17,342	16,491
代理店貸	2,073	909
その他の資産	18,355	27,410
有形固定資産	9 194,629	9 195,166
建物	51,931	50,867
土地	139,237	139,089
リース資産	2,137	3,950
建設仮勘定	319	420
その他の有形固定資産	1,002	839
無形固定資産	15,741	18,302
ソフトウェア	10,665	10,088
リース資産	63	797
その他の無形固定資産	5,012	7,416
支払承諾見返	100,967	93,858
貸倒引当金	434,924	779,151
資産の部合計	21,038,349	35,959,796

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
借入金	12,810,374	23,713,831
借入金	12,810,374	23,713,831
社債	8 1,410,475	8 1,575,618
寄託金	27,032	26,085
保険契約準備金	773,166	1,536,853
その他負債	19,725	35,240
未払費用	6,581	5,667
前受収益	951	11,058
金融派生商品	57	16
リース債務	2,465	5,346
その他の負債	9,668	13,151
賞与引当金	5,345	5,406
役員賞与引当金	24	24
退職給付引当金	88,748	90,283
役員退職慰労引当金	60	49
補償損失引当金	10 25,652	10 25,449
支払承諾	100,967	93,858
負債の部合計	15,261,572	27,102,700
純資産の部		
資本金	4,324,220	6,990,201
資本剰余金	2,233,784	3,685,484
経営改善資金特別準備金	181,500	181,500
資本準備金	2,052,284	3,503,984
利益剰余金	781,227	1,818,590
利益準備金	291,637	289,324
その他利益剰余金	1,072,864	2,107,914
繰越利益剰余金	1,072,864	2,107,914
株主資本合計	5,776,777	8,857,095
純資産の部合計	5,776,777	8,857,095
負債及び純資産の部合計	21,038,349	35,959,796

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	469,463	478,800
資金運用収益	212,345	210,272
貸出金利息	211,707	209,733
有価証券利息配当金	225	232
預け金利息	384	307
その他の受入利息	28	0
役務取引等収益	1,391	2,673
損害担保補償料	834	1,998
その他の役務収益	557	674
保険引受収益	194,860	201,250
保険料	122,704	190,561
責任共有負担金収入	6,888	10,688
保険契約準備金戻入額	65,267	-
政府補給金収入	54,732	59,995
一般会計より受入	54,715	59,982
特別会計より受入	17	12
その他経常収益	6,133	4,608
償却債権取立益	910	844
株式等売却益	81	386
その他の経常収益	5,141	3,377
経常費用	498,790	1,515,864
資金調達費用	38,368	32,947
コールマネー利息	7	26
借入金利息	33,640	28,888
社債利息	4,707	4,033
その他の支払利息	27	-
役務取引等費用	3,496	3,875
その他の役務費用	3,496	3,875
保険引受費用	189,340	910,314
保険金	261,285	211,683
回収金	71,944	65,056
保険契約準備金繰入額	-	763,687
その他業務費用	3,547	5,796
外国為替売買損	340	137
国債等債券償却	-	8
社債発行費償却	457	669
利子補給金	2,750	4,981
営業経費	120,380	127,820
その他経常費用	143,656	435,109
貸倒引当金繰入額	114,915	407,567
補償損失引当金繰入額	9,507	9,903
貸出金償却	14,338	11,998
その他の経常費用	4,894	5,640
経常損失()	29,326	1,037,064
特別利益	104	49
固定資産処分益	104	49
特別損失	423	272
固定資産処分損	252	193
減損損失	171	78
当期純損失()	29,646	1,037,286

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		経営改善 資金特別 準備金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,195,898	181,500	1,988,384	2,169,884	199,537	951,080	751,542	5,614,239	5,614,239
当期変動額									
新株の発行	128,322		63,900	63,900				192,222	192,222
準備金繰入					92,113	92,113	-	-	-
準備金取崩					13	13	-	-	-
国庫納付						38	38	38	38
当期純損失 ()						29,646	29,646	29,646	29,646
当期変動額合計	128,322	-	63,900	63,900	92,100	121,784	29,684	162,537	162,537
当期末残高	4,324,220	181,500	2,052,284	2,233,784	291,637	1,072,864	781,227	5,776,777	5,776,777

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		経営改善 資金特別 準備金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,324,220	181,500	2,052,284	2,233,784	291,637	1,072,864	781,227	5,776,777	5,776,777
当期変動額									
新株の発行	2,665,981		1,451,700	1,451,700				4,117,681	4,117,681
準備金繰入					76	76	-	-	-
準備金取崩					2,390	2,390	-	-	-
国庫納付						76	76	76	76
当期純損失 ()						1,037,286	1,037,286	1,037,286	1,037,286
当期変動額合計	2,665,981	-	1,451,700	1,451,700	2,313	1,035,049	1,037,362	3,080,318	3,080,318
当期末残高	6,990,201	181,500	3,503,984	3,685,484	289,324	2,107,914	1,818,590	8,857,095	8,857,095

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純損失()	29,646	1,037,286
減価償却費	8,709	8,164
減損損失	171	78
貸倒引当金の増減()	34,321	344,226
保険契約準備金の増減額(は減少)	65,267	763,687
賞与引当金の増減額(は減少)	88	60
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	781	1,535
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	11
補償損失引当金の増減額(は減少)	3,591	203
資金運用収益	212,345	210,272
資金調達費用	38,368	32,947
有価証券関係損益()	83	81
為替差損益(は益)	27	47
固定資産処分損益(は益)	147	144
貸出金の純増()減	404,761	12,264,763
借入金の純増減()	74,641	10,903,457
寄託金の純増減()	872	946
預け金の純増()減	4,770	1,277,690
普通社債発行及び償還による増減()	79,803	165,371
資金運用による収入	213,241	211,134
資金調達による支出	39,951	34,007
その他	6,489	6,070
小計	181,764	2,388,267
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	6,048	3,410
有価証券の償還による収入	6,555	7,815
有形固定資産の取得による支出	2,718	2,301
有形固定資産の売却による収入	528	106
無形固定資産の取得による支出	9,070	5,709
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,754	3,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	192,222	4,117,681
リース債務の返済による支出	719	1,180
国庫納付の支払額	38	76
財務活動によるキャッシュ・フロー	191,463	4,116,423
現金及び現金同等物に係る換算差額	27	47
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	362,446	1,724,702
現金及び現金同等物の期首残高	222,881	585,327
現金及び現金同等物の期末残高	1 585,327	1 2,310,030

【注記事項】

(重要な会計方針)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1. 有価証券の 評価基準及び 評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価 基準及び評価 方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。
3. 固定資産の 減価償却の方 法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 2年~50年 その他 2年~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については0としております。
4. 繰延資産の 処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資 産及び負債の 本邦通貨への 換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)</p>
<p>6. 引当金の計 上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は203,997百万円（前事業年度末は217,708百万円）であります。 債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。 過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(6) 補償損失引当金 補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。</p>

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
7. 保険契約準備金の計上基準	<p>保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。</p> <p>責任準備金 保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額</p> <p>支払備金 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額</p>
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

(重要な会計上の見積り)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
重要な会計上の見積り	<p>会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。</p> <p>1. 貸倒引当金</p> <p>(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額 貸倒引当金 779,151百万円</p> <p>(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>イ 国民一般向け業務勘定</p> <p>(イ) 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、必要な修正を加えております。具体的には、貸出金の大宗を返済状況や貸出条件緩和の有無、日常業務の中で把握した事実等に基づき債務者区分を判定しております。新型コロナウイルス感染症関連の貸付けの急増に伴い、元金据置期間を設定する先が増加すること等により、債務者の信用リスクの悪化が直ちに表面化せず債務者区分にも反映されない可能性があることから、将来発生すると予想される損失額を追加的に見積もっております。</p> <p>(ロ) 主要な仮定 新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。そのため、一定程度の元金据置期間を設定した債務者については、短期的に信用リスクが潜在していると見込まれるため、債務者区分が一定程度低下すると仮定し、必要な修正を行っております。また、債務者の信用リスクの悪化が顕在化し、新型コロナウイルス感染症の発生前と同程度の返済遅延、貸出条件緩和、倒産、廃業等の発生が見込まれると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。</p> <p>(ハ) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響 債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>

当事業年度
(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

□ 農林水産業者向け業務勘定

(イ) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

(ロ) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

債務者の将来見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(ハ) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

(イ) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

なお、資本金劣後ローン債権については、主として実質債務超過に相当する部分の回収が見込まれないものとして予想損失額を計上しております。

(ロ) 主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

債務者の将来見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

(ハ) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度
(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

2. 保険契約準備金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

保険契約準備金 1,536,853百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算出方法

保険契約準備金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 保険契約準備金の計上基準」に記載しております。算出にあたっては、保険契約準備金に関する諸規定に則り、毎事業年度3月末日及び9月末日を基準日として、制度区分及び保険種区分ごとにグルーピングのうえ、対前年度残高率や事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金（責任準備金及び支払備金）を計算しております。

なお、基準日後の事業年度別に計算した将来収支の累積最大支出超過額が保険契約準備金の額を上回った場合には当該額を追加して計上しております。

ロ 主要な仮定

将来の保険金の支払い見込額の見積りには、過去一定期間の実績を基とした事故率を仮定として使用しております。

その見積りに使用する事故率は、保険引受年度別、経過年度別に過去実績を用いて、直近10年平均としております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

ハ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

中小企業者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における保険契約準備金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 補償損失引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

補償損失引当金 25,449百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算出方法

補償損失引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(6) 補償損失引当金」に記載しております。

具体的には、最終履行期限到来の有無等、指定金融機関からの報告に基づき、損害担保契約のグルーピングを実施したうえで、グループごとに予想損失率に基づき補償損失引当金を算出しております。

ロ 主要な仮定

損害担保契約に含まれる信用リスクに大きな変動が無いことを前提に、過去の補償金支払実績率を基礎として予想損失率を算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する損害担保契約に含まれる信用リスクとその他の危機に関する損害担保契約に含まれる信用リスクには大きな変動がないという仮定を置いております。

ハ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

事業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における補償損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<p>1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)</p> <p>(1) 概要</p> <p>国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。</p> <p>企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2022年3月期の期首から適用します。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま</p>
<p>2. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)</p> <p>(1) 概要</p> <p>国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の事項の時価に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品 ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産 <p>また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2022年3月期の期首から適用します。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま</p>

(表示方法の変更)

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<p>(会計上の見積りの開示に関する会計基準)</p> <p>「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。</p> <p>ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。</p>

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式	2,030百万円	2,030百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	4,944百万円	4,192百万円
延滞債権額	104,517百万円	116,297百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	1,273百万円	641百万円
延滞債権額	53,539百万円	77,425百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	2,943百万円	3,817百万円
延滞債権額	451,356百万円	681,051百万円

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	30百万円	53百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	720百万円	320百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	414,525百万円	389,568百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	19,183百万円	68,770百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	71,802百万円	109,933百万円

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	524,017百万円	510,113百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	74,717百万円	147,157百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	526,102百万円	794,803百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸付け未実行残高	145,333百万円	89,428百万円

7. コミットメント期間付貸付契約は、顧客からの貸付実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る貸付未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸付け未実行残高		400百万円

なお、この契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当公庫が実行申し込みを受けた貸付けの拒絶をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当公庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を社債の一般担保に供しております。

なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
社債	1,410,475百万円	1,575,618百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	35,848百万円	38,766百万円

10. 損害担保契約の補償引受額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
補償引受残高	(35,882件) 472,557百万円	(52,839件) 1,934,625百万円
補償損失引当金	25,652百万円	25,449百万円
差引額	446,905百万円	1,909,175百万円

11. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が0を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が0となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料・手当	64,116百万円	65,926百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,337,226,107	192,222,000	-	10,529,448,107	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	10,337,226,107	192,222,000	-	10,529,448,107	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(注) 変動事由の概要

発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 192,222,000千株

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,529,448,107	4,117,681,000	-	14,647,129,107	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合計	10,529,448,107	4,117,681,000	-	14,647,129,107	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

(注) 変動事由の概要

発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 4,117,681,000千株

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	4,401,127百万円	7,403,520百万円
定期性預け金等	3,815,800百万円	5,093,490百万円
現金及び現金同等物	585,327百万円	2,310,030百万円

2. 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期に増加したファイナ ンス・リース取引	1,316百万円	3,692百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

動産であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、貸付け、損害担保（指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの）、利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。当該業務を行うため、

貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。損害担保、利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金、産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、財政融

資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受けやすいという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、外国関係法人等に対する貸付け、公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んで

いることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ヘ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金及び社債は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務、事業再編促進業務及び開発供給等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、()個別与信管理、()自己査定、()信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

() 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金用途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

() 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

() 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2021年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は4,303百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は18,358百万円増加)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、4,018百万円増加(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、17,393百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、() 個別与信管理、() 信用格付、() 自己査定及び() 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

() 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

() 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

() 自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

() 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2021年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は14,922百万円増加(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は12,625百万円増加)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,504百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、11,251百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

() 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定 of 債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

() 信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

() 自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

() 信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

() 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやC R D (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

() 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

() 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

() 市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2021年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は45,167百万円増加(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は34,338百万円増加)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、41,803百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,245百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンの設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2021年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は1,582百万円増加(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は1,567百万円増加)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,445百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,413百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」及び「社債」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	4,401,127	4,407,573	6,445
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,208	22,484	1,276
その他有価証券	0	0	-
(3) 貸出金	16,173,188		
貸倒引当金（*1）	244,187		
	15,929,000	16,565,689	636,688
資産計	20,351,336	20,995,747	644,411
(1) 借入金	12,656,782	12,807,845	151,063
(2) 社債	1,410,475	1,433,778	23,303
負債計	14,067,257	14,241,624	174,366
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(57)	(57)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(57)	(57)	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	7,403,520	7,408,273	4,752
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,191	22,234	1,043
その他有価証券	2	2	-
(3) 貸出金	28,143,738		
貸倒引当金（*1）	504,687		
	27,639,051	28,550,424	911,373
資産計	35,063,765	35,980,934	917,169
(1) 借入金	23,560,239	23,696,972	136,733
(2) 社債	1,575,618	1,594,505	18,886
負債計	25,135,857	25,291,477	155,619
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(16)	(16)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(16)	(16)	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利を除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

固定金利が適用される貸出金は、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当事項はありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）有価証券」、「資産（3）貸出金」及び「負債（1）借入金」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非上場株式（*1）	2,037	2,030
社債（特定資産担保証券）（*2）	17,497	12,993
組合出資金（*3）	1,187	1,211
証書貸付（資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利）（*4）	507,807	802,019
一般会計借入金（*5）	131,300	131,300
産業投資借入金（*6）	22,292	22,292
合計	682,122	971,846

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）社債（特定資産担保証券）については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債（特定資産担保証券）の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（*3）組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（*4）挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付（資本性劣後ローン）については、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっています。また、創業後目標達成型金利を適用した証書貸付（創業後目標達成型金利）については、創業後2期目の事業実績等に基づく利率引下げの要件を満たした場合、融資から3年経過後の利率を0.2%引き下げるスキームとなっています。これらについては、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

- (* 5) 国民一般向け業務勘定における一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (* 6) 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(* 1)	3,486,003	140,000	775,100	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	18	-	-	-	-	21,078
貸出金(* 2)	3,209,271	5,247,073	3,286,848	1,855,319	1,466,845	1,443,642
合計	6,695,292	5,387,073	4,061,948	1,855,319	1,466,845	1,464,720

(* 1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1171,993百万円は含めておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(* 1)	6,458,400	500,100	445,000	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	17	-	-	-	-	21,068
貸出金(* 2)	3,561,560	7,219,830	5,996,907	4,366,242	4,447,297	3,156,818
合計	10,019,978	7,719,930	6,441,907	4,366,242	4,447,297	3,177,886

(* 1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1197,102百万円は含めておりません。

(注4) 社債及び借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金(*)	2,867,242	4,590,422	2,606,410	1,160,130	872,674	582,194
社債	295,000	480,000	280,000	150,000	170,000	35,000
合計	3,162,242	5,070,422	2,886,410	1,310,130	1,042,674	617,194

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,000百万円は含めておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金(*)	3,959,924	6,918,165	5,252,190	3,044,248	2,719,256	1,688,745
社債	300,000	615,000	345,000	110,000	180,000	25,000
合計	4,259,924	7,533,165	5,597,190	3,154,248	2,899,256	1,713,745

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,180	22,456	1,276
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	28	28	-
合計		21,208	22,484	1,276

当事業年度(2021年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,173	22,216	1,043
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	17	17	-
合計		21,191	22,234	1,043

3. 子会社株式及び関連会社株式

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
関連会社株式	2,030	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	191,500	191,501	1

当事業年度(2021年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	175,492	175,501	8

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2	2	-

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	12	4	-

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前事業年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建	11,443	-	57	57
合計		11,443	-	57	57

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

当事業年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建	8,799	-	16	16
合計		8,799	-	16	16

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度であります。年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度(積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	173,252	175,370
勤務費用	6,120	6,245
利息費用	173	175
数理計算上の差異の発生額	4,985	3,795
退職給付の支払額	9,161	8,207
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	175,370	177,378

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	62,635	60,848
期待運用収益	1,252	1,216
数理計算上の差異の発生額	2,642	5,068
事業主からの拠出額	2,910	2,925
退職給付の支払額	3,306	3,330
その他	-	-
年金資産の期末残高	60,848	66,728

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
積立型制度の退職給付債務	85,458	87,198
年金資産	60,848	66,728
	24,610	20,469
非積立型制度の退職給付債務	89,911	90,180
未積立退職給付債務	114,522	110,650
未認識数理計算上の差異	30,713	24,110
未認識過去勤務費用	4,940	3,744
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,748	90,283
退職給付引当金	88,748	90,283
前払年金費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,748	90,283

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
勤務費用	6,120	6,245
利息費用	173	175
期待運用収益	1,252	1,216
数理計算上の差異の費用処理額	4,290	5,329
過去勤務費用の費用処理額	1,349	1,195
その他	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	7,982	9,337

(5) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式	22%	23%
債券	65%	65%
一般勘定	13%	11%
現金及び預金	1%	1%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	1.5% ~ 6.2%	1.5% ~ 6.2%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度372百万円、当事業年度374百万円であります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当公庫の報告セグメントは、当公庫の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者及び取締役会が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っております。

また、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく業務として、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するもの並びに産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく業務として、産業競争力強化の観点から事業再編等並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）に基づく業務として、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされております。

したがって、当公庫は、その目的を達成するため、株式会社日本政策金融公庫法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、「国民一般向け業務」、「農林水産業者向け業務」、「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」、「中小企業者向け証券化支援買取業務」、「信用保険等業務」、「危機対応円滑化業務」及び「特定事業等促進円滑化業務」の7つを報告セグメントとしております。

「国民一般向け業務」は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための小口の事業資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け並びに恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

「農林水産業者向け業務」は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。また、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務並びに農業法人向け投資育成事業を行う株式会社及び投資事業有限責任組合に対する出資業務を行っております。

「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。融資業務において、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、中小企業投資育成株式会社に対する貸付け等を、証券化支援保証業務において、証券化支援保証業務、売掛金債権証券化等支援業務等を行っております。

「中小企業者向け証券化支援買取業務」は、中小企業者への無担保資金供給の促進及び証券化市場の育成を目的に、民間金融機関等の中小企業者向け無担保債権等を譲り受け、又はCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、証券化の取組みを支援するとともに、その信用リスクの一部を引き受ける業務を行っております。

「信用保険等業務」は、信用保証協会が行う中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証についての保険の引受け、信用保証協会に対する貸付け、機械保険経過業務及び破綻金融機関等関連特別保険等業務を行っております。

「危機対応円滑化業務」は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進するため、当該指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

「特定事業等促進円滑化業務」は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う認定事業者、事業再編等を行う認定事業者等及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を行う認定事業者に対して、主務大臣が指定する指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、純利益（又は純損失）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者 向け融資・ 証券化支援 保証業務	中小企業者 向け証券化 支援買取業務	信用保険等 業務
経常収益					
（1）外部顧客に対する経常収益	137,997	43,219	80,777	682	195,304
（2）セグメント間の内部経常収益	260	67	35	-	62
計	138,257	43,287	80,812	682	195,366
セグメント利益又は損失（ ）	13,974	0	4,045	153	2,389
セグメント資産	7,366,344	3,199,304	5,018,097	133,606	3,117,534
セグメント負債	6,468,570	2,794,298	3,623,778	108,629	778,993
その他の項目					
減価償却費	5,123	1,111	1,811	-	643
資金運用収益	112,610	25,899	64,923	225	340
資金調達費用	4,159	20,234	5,666	3	-
特別利益	98	0	6	-	-
特別損失	310	48	64	-	0
（減損損失）	(171)	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8,145	3,764	3,084	-	389
貸倒引当金繰入額	61,555	4,640	48,762	-	-
保険契約準備金繰入額	-	-	-	-	-

	危機対応 円滑化業務	特定事業等 促進円滑化 業務	調整額	財務諸表 計上額
経常収益				
(1) 外部顧客に対する経常収益	11,251	273	42	469,463
(2) セグメント間の内部経常収益	-	-	425	-
計	11,251	273	467	469,463
セグメント利益又は損失()	9,376	12	-	29,646
セグメント資産	2,070,388	133,296	222	21,038,349
セグメント負債	1,354,417	133,107	222	15,261,572
その他の項目				
減価償却費	14	5	-	8,709
資金運用収益	8,147	198	-	212,345
資金調達費用	8,105	198	-	38,368
特別利益	-	-	-	104
特別損失	-	-	-	423
(減損損失)	-	-	-	(171)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	23	8	-	15,416
貸倒引当金繰入額	-	-	42	114,915
保険契約準備金繰入額	-	-	-	-

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額は次のとおりであります。

- (1) セグメント収益の調整額467百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間相殺消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額222百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント負債の調整額222百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) 貸倒引当金繰入額の調整額42百万円は、セグメント間相殺消去であります。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者 向け融資・ 証券化支援 保証業務	中小企業者 向け証券化 支援買取業務	信用保険等 業務
経常収益					
（１）外部顧客に対する経常収益	135,616	49,873	80,658	724	201,583
（２）セグメント間の内部経常収益	224	57	39	-	52
計	135,840	49,931	80,698	724	201,636
セグメント利益又は損失（ ）	154,632	-	152,345	151	718,819
セグメント資産	13,778,462	3,514,160	8,478,960	114,344	4,614,820
セグメント負債	11,261,225	3,086,694	6,393,986	89,292	1,543,398
その他の項目					
減価償却費	4,307	1,259	1,917	-	663
資金運用収益	114,309	23,612	65,096	231	249
資金調達費用	3,433	18,465	4,423	3	-
特別利益	49	-	-	-	-
特別損失	152	25	94	-	0
（減損損失）	(77)	(1)	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	4,785	2,995	5,136	-	747
貸倒引当金繰入額	197,254	12,655	197,670	-	-
保険契約準備金繰入額	-	-	-	-	763,687

	危機対応 円滑化業務	特定事業等 促進円滑化 業務	調整額	財務諸表 計上額
経常収益				
(1) 外部顧客に対する経常収益	10,139	216	12	478,800
(2) セグメント間の内部経常収益	-	-	374	-
計	10,139	216	387	478,800
セグメント利益又は損失()	11,630	11	-	1,037,286
セグメント資産	5,338,380	121,972	1,305	35,959,796
セグメント負債	4,607,613	121,794	1,305	27,102,700
その他の項目				
減価償却費	13	3	-	8,164
資金運用収益	6,631	140	-	210,272
資金調達費用	6,480	140	-	32,947
特別利益	-	-	-	49
特別損失	-	-	-	272
(減損損失)	-	-	-	(78)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	191	33	-	13,890
貸倒引当金繰入額	-	-	12	407,567
保険契約準備金繰入額	-	-	-	763,687

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額は次のとおりであります。

- (1) セグメント収益の調整額387百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間相殺消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,305百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント負債の調整額1,305百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) 貸倒引当金繰入額の調整額12百万円は、セグメント間相殺消去であります。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

当公庫は業務ごとに経理を区分し運営しており、サービスごとの情報は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当公庫は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当公庫は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	2,030	2,030
持分法を適用した場合の投資の金額	2,016	2,048
持分法を適用した場合の投資利益の金額	27	32

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	東京都 千代田区	-	政策金融 行政	被所有 直接 96.77	資金の借入 等	増資の引受 (注3)	190,893	-	-
							政府補給金収 入	15,202	-	-
							資金の受入 (注4)	3,206,500	借入金	12,663,855
							借入金の返済	3,276,583		
							借入金利息の 支払	33,668	未払費用	4,743
							資金の預託 (注5)	6,235,400	預け金	3,368,800
							資金の払戻	6,302,400		
社債への被保 証(注6)	715,491	-	-							

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりでありま
す。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.05%

農林水産省(農林水産大臣) 0.38%

経済産業省(経済産業大臣) 2.80%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省 増資の引受 329百万円

経済産業省 増資の引受 1,000百万円

厚生労働省 政府補給金収入 3,190百万円

農林水産省 政府補給金収入 16,039百万円

経済産業省 政府補給金収入 75百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円

中小企業庁 政府補給金収入 20,223百万円

農林水産省 借入金の返済 4,557百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利
が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されておしま
す。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	東京都 千代田区	-	政策金融 行政	被所有 直接 97.67	資金の借入 等	増資の引受 (注3)	4,117,105	-	-
							政府補給金収入	13,049	-	-
							資金の受入 (注4)	14,314,972	借入金	23,570,902
							借入金の返済	3,407,926		
							借入金利息の 支払	28,866	未払費用	3,982
							資金の預託 (注5)	11,155,900	預け金	4,846,000
							資金の払戻	9,678,700		
							社債への被保 証(注6)	815,631	-	-

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであり
ます。

厚生労働省(厚生労働大臣)	0.04%
農林水産省(農林水産大臣)	0.27%
経済産業省(経済産業大臣)	2.02%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省	増資の引受	176百万円
経済産業省	増資の引受	400百万円
厚生労働省	政府補給金収入	2,738百万円
農林水産省	政府補給金収入	25,674百万円
経済産業省	政府補給金収入	75百万円
資源エネルギー庁	政府補給金収入	0百万円
中小企業庁	政府補給金収入	18,456百万円
農林水産省	借入金の返済	3,588百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利
が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されてお
りません。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社
の子会社等

記載すべき重要なものはありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	0円54銭	0円60銭
1株当たり当期純損失	0円0銭	0円8銭

(注) 1 . 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式がないので記載しておりません。

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失	百万円	29,646	1,037,286
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純損失	百万円	29,646	1,037,286
普通株式の期中平均株式数	千株	10,375,414,798	12,304,069,458

2 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	5,776,777	8,857,095
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	5,776,777	8,857,095
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	10,529,448,107	14,647,129,107

(重要な後発事象)

1. 普通株式の募集

当公庫は、2021年6月3日開催の取締役会決議により、2021年6月29日付で次のとおり財務省(財務大臣)を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

新株式の発行の概要

(1) 農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式60,000,000株
発行価額	1株につき1円
発行価額の総額	60,000,000円
資本組入額	1株につき1円
資本準備金組入額	1株につき0円
資本組入額の総額	60,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	2021年6月29日
資金の用途	青年等就農資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの

(2) 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式46,600,000,000株
発行価額	1株につき1円
発行価額の総額	46,600,000,000円
資本組入額	1株につき0円
資本準備金組入額	1株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	46,600,000,000円
払込期日	2021年6月29日
資金の用途	保険基盤の増強及び安定的な制度運営に係るもの

(3) 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式68,000,000株
発行価額	1株につき1円
発行価額の総額	68,000,000円
資本組入額	1株につき1円
資本準備金組入額	1株につき0円
資本組入額の総額	68,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	2021年6月29日
資金の用途	損害担保の原資に係るもの

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	82,828	1,737	109 (7)	84,457	33,589	2,757	50,867
土地	139,237	-	147 (71)	139,089	-	-	139,089
リース資産	3,561	2,746	942	5,366	1,415	933	3,950
建設仮勘定	319	1,786	1,685	420	-	-	420
その他の有形固定資産	4,529	171	101	4,599	3,760	334	839
有形固定資産計	230,477	6,441	2,986 (78)	233,933	38,766	4,025	195,166
無形固定資産							
ソフトウェア	40,463	3,345	62	43,746	33,657	3,923	10,088
リース資産	100	946	3	1,043	245	212	797
その他の無形固定資産	5,030	3,156	748	7,439	22	3	7,416
無形固定資産計	45,594	7,448	814	52,228	33,926	4,138	18,302

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証第25回、第29回、第32回、第34回～第36回、第39回、第40回、第43回～第46回、第49回、第51回、第52回、第54回、第56回～第58回、第63回 日本政策金融公庫債券	2013年 2月26日 ～ 2021年 2月25日	370,414	370,309 [45,009]	0.001～0.815	一般担保	2020年 9月16日 ～ 2031年 2月25日	
株式会社日本政策金融公庫第68回、第70回、第73回、第76回、第79回、第81回、第84回、第85回 社債	2018年 5月9日 ～ 2020年 8月7日	280,002	310,001 [140,000]	0.001～0.005	一般担保	2020年 5月11日 ～ 2022年 8月8日	
第5回、第7回、第9回、第12回、第13回 農林漁業金融公庫債券、株式会社日本政策金融公庫第25回、第30回、第35回、第63回、第65回、第71回、第72回、第78回、第80回、第87回 社債	2004年 4月26日 ～ 2021年 3月8日	199,987	164,989 [25,000]	0.001～2.66	一般担保	2020年 8月10日 ～ 2029年 8月8日	
株式会社日本政策金融公庫第4回、第10回、第15回、第18回、第22回 社債	2009年 10月29日 ～ 2011年 10月28日	59,994	59,994	1.853～2.20	一般担保	2029年 9月20日 ～ 2031年 10月28日	
政府保証第23回、第26回、第28回、第31回、第33回、第37回、第38回、第41回、第42回、第47回、第48回、第50回、第53回、第55回 日本政策金融公庫債券	2012年 12月17日 ～ 2019年 2月19日	315,077	285,049 [25,000]	0.001～0.911	一般担保	2020年 10月27日 ～ 2029年 2月19日	
政府保証第15回、第19回 日本政策金融公庫債券	2010年 12月17日 ～ 2011年 12月19日	30,000	10,000 [10,000]	1.10～1.20	一般担保	2020年 12月17日 ～ 2021年 12月17日	

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
株式会社日本政策金融公庫第58回、第61回、第66回、第69回、第74回、第77回、第82回、第86回社債	2017年 3月17日 ~ 2020年 8月7日	125,000	204,000 [48,200]	0.001~0.03	一般担保	2021年 3月17日 ~ 2024年 8月7日	
株式会社日本政策金融公庫第59回、第67回、第75回、第83回社債	2017年 3月17日 ~ 2020年 3月5日	30,000	21,000 [6,800]	0.001~0.03	一般担保	2021年 3月17日 ~ 2024年 3月5日	
政府保証第59回~第62回日本政策金融公庫債券	2020年 5月29日 ~ 2020年 7月31日	-	150,273	0.001	一般担保	2022年 5月27日 ~ 2024年 7月31日	
合計	-	1,410,475	1,575,618 [300,009]	-	-	-	-

- (注) 1. 「当期末残高」欄の [] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項の規定により当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券(前記)に対し、当公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
3. 決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額(百万円)	300,000	420,000	195,000	255,000	90,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	12,810,374	23,713,831	0.12	-
借入金	12,810,374	23,713,831	0.12	2021年4月~ 2051年3月
1年以内に返済予定のリース債務	772	1,612	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,693	3,734	-	2021年4月~ 2026年2月

- (注) 1. 「平均利率」は、借入金の当期末残高から無利子の政府借入金及び産業投資借入金を除いた額に対する加重平均利率を記載しております。
2. 借入金のうち、142,929百万円は無利子の政府借入金であります。
3. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。
4. 借入金及びリース債務の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	3,959,924	3,681,794	3,236,371	2,950,023	2,302,166
リース債務(百万円)	1,612	1,406	1,116	823	387

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
保険契約準備金	773,166	763,687	-	-	1,536,853
貸倒引当金	434,924	779,151	18,636	416,288	779,151
一般貸倒引当金	254,684	526,378	-	254,684	526,378
個別貸倒引当金	180,240	252,773	18,636	161,603	252,773
賞与引当金	5,345	5,406	5,345	-	5,406
役員賞与引当金	24	24	24	-	24
役員退職慰労引当金	60	17	29	-	49
補償損失引当金	25,652	25,449	10,106	15,545	25,449
計	1,239,174	1,573,736	34,143	431,834	2,346,933

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金 洗替による取崩額
個別貸倒引当金 洗替による取崩額
補償損失引当金 洗替による取崩額

【資産除去債務明細表】

該当事項が無いため作成しておりません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(2021年3月31日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預け金 財政融資資金預託金4,846,000百万円、銀行等への預け金2,557,500百万円であります。
未収収益 未収貸出金利息16,435百万円その他であります。
その他の資産 未収金23,458百万円その他であります。

負債の部

未払費用 未払借入金利息3,982百万円その他であります。
その他の負債 仮受金6,181百万円、預り金3,924百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	-
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	-
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫本店
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当公庫の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当公庫には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当公庫は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 発行登録追補書類及びその添付書類

提出日	提出先
2020年4月24日	関東財務局長
2020年7月31日	関東財務局長
2021年2月26日	関東財務局長

(2) 訂正発行登録書

提出日	提出先
2020年5月20日	関東財務局長
2020年6月3日	関東財務局長
2020年6月22日	関東財務局長
2020年7月2日	関東財務局長
2020年9月18日	関東財務局長
2020年11月9日	関東財務局長
2020年12月16日	関東財務局長
2021年2月17日	関東財務局長
2021年3月19日	関東財務局長
2021年6月4日	関東財務局長

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

提出日	事業年度	提出先
2020年6月25日	第12期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	関東財務局長

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

提出日	提出先	
2020年7月2日	関東財務局長	上記(3)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 半期報告書

提出日	事業年度	提出先
2020年12月8日	第13期中(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	関東財務局長

(6) 臨時報告書

提出日	提出先	
2020年9月18日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
2020年11月9日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書であります。
2020年12月16日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
2021年2月17日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
2021年3月19日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
2021年6月4日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月15日

株式会社日本政策金融公庫

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 修一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策金融公庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策金融公庫の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定及び予想損失率への将来見込み等必要な修正

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

監査上の対応

会社は、国民一般向け業務において、小規模事業者等への貸出業務を行っている。また、農林水産業者向け業務では農林漁業者及び食品産業者等に対して、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務では中小企業者に対して、それぞれ貸出業務を行っており、それらの中には大口与信先も含まれている。

会社が計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、新型コロナウイルス感染症の影響を含む国内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性がある。このため、会社は、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。

当事業年度末の貸借対照表における貸倒引当金の計上額は、779,151百万円であり、【注記事項】重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金及び【注記事項】重要な会計上の見積り 1. 貸倒引当金に具体的な計上方法が記載されている。

貸倒引当金は、会社が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定される。その算定過程には、大口与信先を含む債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定並びに貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づく予想損失率への将来見込み等必要な修正が含まれる。

(1) 返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定

大口与信先を含む農林水産業者向け業務及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務において、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性が、より重要な判定要素となる。

経営改善計画等の合理性及び実現可能性は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。

(2) 予想損失率への将来見込み等必要な修正

国民一般向け業務では、小規模事業者等への貸出金等の大宗を返済状況や貸出条件緩和

(1) 返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定

当監査法人は、農林水産業者向け業務及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務における返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。

- ・ 債務者区分の判定及びその前提となる信用等级付並びにこれらの基礎となる債務者に関する情報の正確性及び網羅性を確保するための会社の内部統制を評価した。
- ・ 債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、返済状況、財務内容又は業績悪化の程度、外部公表情報から推定される信用リスク増加の程度及びそれらに係る新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出して以下の手続を実施した。
 - ・ 債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握し、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案した将来見通しを検討するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、必要に応じて、融資を所管する部門に質問を実施した。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を含む債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を検討するため、債務者の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費など、主要な損益項目について、過去実績からの趨勢分析、過年度の経営改善計画等の達成度合いに基づく見積りの精度の評価、利用可能な外部情報との比較等を実施するとともに、融資を所管する部門と議論し、会社の判断を評価した。

(2) 予想損失率への将来見込み等必要な修正

当監査法人は、国民一般向け業務における予想損失率への将来見込み等必要な修正を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。

- ・ 予想損失率への将来見込み等必要な修正の適用に係る会社の内部統制を評価した。

の有無、日常業務の中で把握した事実等に基づき債務者区分を判定している。新型コロナウイルス感染症関連の貸出金の増加に伴い、元金据置期間を設定する先が増加すること等により、債務者の信用リスクの悪化が直ちに表面化せず債務者区分にも反映されない可能性があることから、会社は、将来発生すると予想される損失額を見積り追加的に計上している。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は今後1年程度継続するものと想定し、一定程度の元金据置期間を設定した債務者については、短期的に信用リスクが潜在していると見込まれるため、債務者区分が一定程度低下すると仮定し、必要な修正を行っている。また、債務者の信用リスクの悪化が顕在化し、新型コロナウイルス感染症の発生前と同程度の返済遅延、貸出条件緩和、倒産、廃業等の発生が見込まれると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っている。

貸出金等に係る信用リスクの将来見込み等については、新型コロナウイルス感染症の影響の予測を含め、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。

したがって、当監査法人は、農林水産業者向け業務及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務における返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定並びに国民一般向け業務における予想損失率への将来見込み等必要な修正を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

- ・ 予想損失率への将来見込み等必要な修正における主要な仮定について、当該仮定を協議、検討した会議体の議事録及び資料の閲覧、信用リスクを所管する部門への質問、利用可能な外部情報との比較等により評価した。また、経営者が検討した代替的な仮定及びそれらを採用しなかった理由について検討した。
- ・ 会計上の見積りと矛盾する事象の発生の有無を確かめるため、決算日後、監査報告書日までに発生した事象と、適用した予想損失率への将来見込み等必要な修正との整合性を評価した。

保険契約準備金の算定基礎となる事故率に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、【注記事項】重要な会計方針 7 . 保険契約準備金の計上基準及び【注記事項】重要な会計上の見積り 2 . 保険契約準備金に記載のとおり、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項の規定により、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため保険数理に基づき計算した責任準備金並びに保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した支払備金等の合計額を保険契約準備金として計上している。</p> <p>具体的には、保険契約準備金に関する諸規定に則り、制度区分及び保険種区分ごとにグルーピングのうえ、事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金を計算している。</p> <p>当事業年度末の貸借対照表における保険契約準備金の計上額は1,536,853百万円である。</p> <p>将来の保険金の支払い見込額等の見積りに当たり、特に事故率について、当事業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、過去と同程度であると仮定し、過去一定期間の実績に基づくこととしている。当該仮定については、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。</p> <p>したがって、当監査法人は、保険契約準備金の算定基礎となる事故率に関する判断を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、保険契約準備金の算定基礎となる事故率を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故率の適用に係る会社の内部統制を評価した。 ・ 事故率における主要な仮定について検討するために、当監査法人内部の保険数理専門家を関与させるとともに、当該仮定を協議、検討した会議体の議事録及び資料の閲覧、信用保険引受リスクを所管する部門への質問、利用可能な外部情報との比較等を行った。また、経営者が検討した代替的な仮定及びそれらを採用しなかった理由について検討した。 ・ 事故率の見積りプロセスを評価するため、前年度に行われた会計上の見積りによる計上額とその確定額を比較した。 ・ 会計上の見積りと矛盾する事象の発生の有無を確かめるため、決算日後、監査報告書日までに発生した事象と、適用した事故率との整合性を評価した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公庫（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。